

上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度  
のあり方に関する提言

- 上場会社の財務情報の信頼性向上のために -

平成21年5月21日

日本公認会計士協会

## 目 次

はじめに .....	1
第 1 部 上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する提言 .....	2
提言の前提 .....	2
1．現行会社法の取扱い .....	2
2．参考にすべき国際的な動向 .....	6
会計監査人の選任・報酬の決定【提言 1】 .....	7
1．利益相反と外観的独立性 .....	7
2．同意権の不十分性 .....	9
3．監査役（会）又は監査委員会へ会計監査人の監査報酬決定権を付与した 場合の効果 .....	10
監査役 of 機能の強化【提言 2】 .....	11
1．我が国における監査役の社外性の現状 .....	11
2．主要国における独立性要件の状況 .....	12
3．財務及び会計に関する専門性 .....	12
4．監査役（会）と会計監査人の連携等 .....	13
5．企業グループにおけるガバナンスの課題 .....	14
第 2 部 上場会社のディスクロージャー制度のあり方に関する提言 .....	15
提言の前提 .....	15
1．会計基準の国際的な統一化の動向 .....	15
2．現行制度の取扱いと問題の所在 .....	15
有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化【提言 3 - 1】 .....	17
1．2 種類の財務情報の作成の実態と実質的一元化の可能性 .....	17
2．株主送付用の財務諸表の見直し .....	18
3．財務情報一元化に向けての検討事項 .....	19
有価証券報告書の提出時期の見直し【提言 3 - 2】 .....	20
1．適時開示の観点からの有価証券報告書提出時期の見直し .....	20
2．有価証券報告書の記載事項と定時株主総会の決議事項に関する開示の見 直し .....	21
3．定時株主総会の開催時期 .....	21
個別財務諸表の開示の検討【提言 3 - 3】 .....	22
1．個別財務諸表の位置付け .....	22
2．個別財務諸表の様式、注記事項等 of 見直し .....	23
3．損金経理要件の弾力的な見直し .....	24
金融商品取引法と会社法に基づく監査制度 of 一元化【提言 4】 .....	25
1．金融商品取引法と会社法 of 監査報告書の日付の相違による弊害と一元化 の必要性 .....	25
2．内部統制監査に係る金融商品取引法監査と監査役監査 of ねじれの解消 .....	26

【脚注】	28
【参考資料1】衆議院財務金融委員会における「公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」	33
【参考資料2】参議院財政金融委員会における「公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」	34
【参考資料3】IOSCOの専門委員会ステートメント	35
【参考資料4】EC会社法第8号指令（抜粋、仮訳）	37
【参考資料5】事業報告と有価証券報告書の記載事項	40
【参考資料6】財務諸表等規則と会社計算規則の取扱い	41
【参考資料7】現行の法定開示書類と財務情報の一元化（イメージ）	42
【参考資料8】現行の決算スケジュールと財務情報・監査制度の一元化（イメージ）	44
【参考資料9】財務諸表等規則の取扱い（連結FS、個別FS）	46

## はじめに

平成18年12月に公表された金融審議会公認会計士制度部会報告「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」では、公認会計士監査を巡る非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が生じているとされ、組織的監査の重要性が指摘された。そして、この報告を受け、平成19年6月には公認会計士法が改正され、公認会計士・監査法人による監査の充実・強化が図られた。しかしながら、近時においても、いわゆる循環取引などの不適切な会計処理の発覚により、有価証券報告書の訂正事例や四半期報告書の提出遅延が相次いでいる。上記部会報告では、企業財務情報及び会計監査の適正を確保していく上では、監査法人の側における取組みに加えて、開示企業の側におけるガバナンスの充実・強化等も大きな課題であり、このための真剣な取組みが期待されるとされている。

また、平成19年6月の公認会計士法の改正に際して、衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会は、財務情報の適正性の確保のためには、企業のガバナンスの充実・強化が不可欠であることから、監査役等の専門性及び独立性の強化、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置について引き続き真剣な検討を行うこととする趣旨の「公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」が議決されている（参考資料1及び参考資料2参照）。しかしながら、現在のところ、既に2年近くが経過しており、目に見える形での対応は図られていない。

日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）は、上記の企業のガバナンスに関する問題提起、特にいわゆる「インセンティブのねじれ」の問題に対して、これまで監査報酬の決定権を監査役（会）又は監査委員会に付与すべきと一貫して主張してきたところである。そして、平成19年には、会社法第399条で監査役（会）又は監査委員会に付与された会計監査人の報酬等の同意の制度が機能しているか否か、すなわち、当該権限が適切に行使され、会社法が意図したところが実現されているか否かについて検討するため、その運用状況等の実態調査を実施している（「会計監査人の報酬等の決定への監査役等の関与（報酬等の同意権）に関する調査結果」（平成19年10月。以下「同意権に関する調査結果」という。）。この「同意権に関する調査結果」では、「インセンティブのねじれ」の解消については、監査役（会）又は監査委員会の独立性と専門性のより一層の充実・強化を図るとともに、専任スタッフの体制強化を踏まえた上で、会計監査人の報酬等の決定権を監査役（会）又は監査委員会へ付与することを検討することが必要であると総括している。

その後、当協会では、平成19年11月に会社法改正対策プロジェクトチームを設置して、この「同意権に関する調査結果」等を踏まえた「インセンティブのねじれ」の問題のみならず、不適切な会計処理への対応のためのコーポレート・ガバナンス<sup>1</sup>はいかにあるべきかといった観点から上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方について広く検討を進めてきた。

また、この検討過程において、上場会社のディスクロージャー制度における諸問題にも着目した。すなわち、現状においては上場会社は会社法に基づき事業報告及び計算書類を作成するとともに、金融商品取引法に基づき有価証券報告書を作成しており、開示書類として別々の書類を作成しているが、このような金融商品取引法と会社法の二元的なディスクロージャー制度では、実務上、さまざまな問題が生じている。一方、現在、会計基準に

関して、国際財務報告基準( IFRS )を取り巻く諸外国の状況は重大な転換期を迎えており、我が国においても会計基準の国際的な統一化への対応によっては、財務情報の開示のあり方や監査制度が大きな影響を受ける可能性がある。このような認識の下、中長期的な観点から、上場会社の適切なコーポレート・ガバナンスの下におけるディスクロージャー制度のあり方についても併せて検討した。

この度、その成果を「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言 - 上場会社の財務情報の信頼性向上のために - 」として公表することとした。本提言が上場会社の財務情報の信頼性向上に寄与することを切に望んでいる。

## 第 1 部 上場会社のコーポレート・ガバナンスのあり方に関する提言

### 提言の前提

#### 1. 現行会社法の取扱い

##### (1) 株主総会と取締役会

会社法は、株式会社における機関設計の多様化に関して、必須の機関としては株主総会と取締役の設置を要求しているが、それ以外の機関である取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会の設置については、定款による会社の自治に委ねている（会社法第295条、第326条）。

株主総会は、株式会社における最高意思決定機関として位置付けられ、株主総会と取締役の権限分配の関係は、取締役会を設置しているかどうかにより異なる。取締役会を設置する必要があるのは、公開会社、監査役会設置会社、委員会設置会社である（会社法第327条第1項）。会社法上、公開会社については、その発行する株式の全部又は一部が自由に譲渡され得るものであるため、株主が頻繁に変動する可能性があり、株主による会社経営への継続的かつ積極的な関与を期待することが困難になると考えられている。そのため、公開会社については、取締役会の設置を義務付け、会社の業務に関する意思決定及び業務執行取締役等の監視・監督をそれに委ねることとしている<sup>2</sup>。

取締役会設置会社では、株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議ができるとされ（会社法第295条第2項）、また、取締役会は株式会社の業務執行の決定を行い、業務執行取締役等の職務の執行を監督し、代表取締役の選定及び解職を行うとされている（会社法第362条第2項）。つまり、取締役会が株式会社の中心的な意思決定機関であり、取締役会で選任した代表取締役・業務執行取締役が具体的な業務の執行を行う構造となっている（会社法第348条第1項括弧書、第362条、第363条第1項）。

また、会社法では社外取締役が規定されている。社外取締役とは、株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（会社法第363条第

1 項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。)若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものである(会社法第2条第15号)。なお、社外取締役の設置は、委員会設置会社では要求されているが(会社法第400条第3項)、監査役会設置会社においては要求されていない。

## (2) 取締役会と監査役(会)

公開会社では取締役会が設置されるが、さらに公開会社でかつ大会社でもある会社(以下「公開大会社」という。)については、監査役会設置会社(取締役会+監査役会+会計監査人の組合せ。会社法第328条第1項)と、委員会設置会社(取締役会+委員会+会計監査人の組合せ。会社法第327条第5項)がある<sup>3</sup>。

監査役の特権は、取締役の職務の執行を監査することであり、監査役は業務監査権限及び会計監査権限を有している(会社法第381条)。監査役会は、3人以上の監査役から構成される会社の機関であり、そのうち半数以上は社外監査役である(会社法第335条第3項、第390条第1項)。監査役会を設置する場合でも、監査役の独任制は維持されており、監査役会の機能は、各監査役の役割分担を容易にし、かつ情報共有を可能にすることにより、組織的・効率的に監査を行うことを可能にするにとどまるとされている<sup>4</sup>。

取締役会設置会社では、会社の業務に関する意思決定及び業務執行者への監視・監督機能の多くが取締役に委ねられており、そこで、株主に代わり業務執行及び会計の両面から業務執行者を監督する専門機関としての監査役が必要となる<sup>5</sup>。この場合、取締役相互又は取締役会による取締役の職務執行の監督と監査役による業務監査の差異は、前者が業務執行の妥当性にまで及ぶのに対し、後者は業務執行の違法性の監査に限られると解されていることにある<sup>6</sup>。また、業務執行者の選任・解任の権限は取締役会にあるが(会社法第362条第2項第3号、第363条第1項)<sup>7</sup>、監査役(会)にはない。

## (3) 監査役(会)と会計監査人

会計監査については、監査役(会)と会計監査人の両者により実施されるが<sup>8</sup>、公開大会社(委員会設置会社を除く。)である会計監査人設置会社においては、監査役(会)は、会計監査人の監査の方法又は結果の相当性を監査し、自己の意見とすることとなり(会社計算規則第127条)<sup>9</sup>、会社法上、監査役監査制度は、会計監査人の監査を前提として制度設計されている。これは、監査役が必ずしも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているとは限らないため(の「3.財務及び会計に関する専門性」参照)、会計・監査に関わる職業的専門家である公認会計士・監査法人の会計監査の結果を受けて、監査役の監査結果としているものと解される。このため、監査役(会)と会計監査人は、計算書類等の監査に関して協力関係にあるといえる。

一方、会計監査人は、独立した職業的専門家の立場から、会社の業務執行取締役

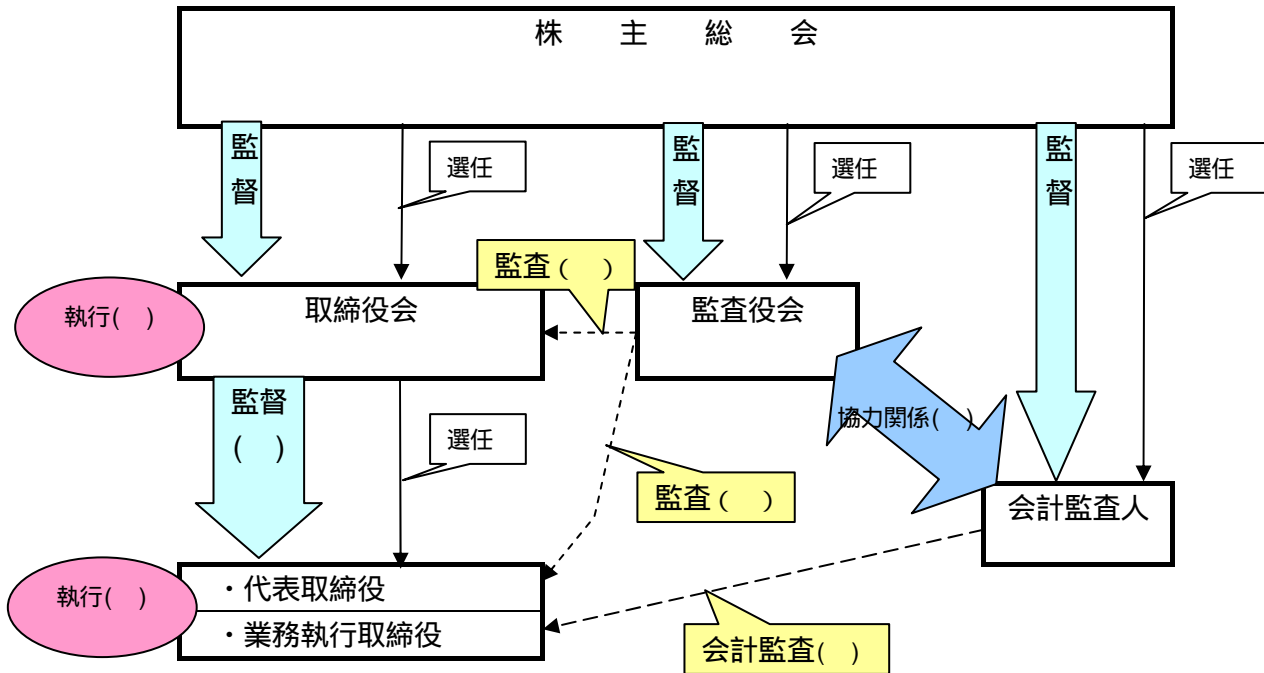
等が作成した計算書類等を会計監査し、会社の会計処理の適正性を担保する役割を持つ<sup>10</sup>。会計監査人は、公認会計士法第2条第1項の監査証明を行うに当たっては、「監査基準」(最終改正平成21年4月9日 企業会計審議会)に準拠する。「監査基準」では、監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならないと規定されている(第二一般基準、2)。このように監査人(会計監査人)については、被監査会社からの精神的独立性と外観的独立性が求められている。

会社法では、会計監査人の選任は株主総会の権能とされているが(会社法第329条第1項)、会計監査人の選任議案決定権限は取締役会が有し、監査役(会)には取締役会が決議した議案を株主総会に提出する際の同意権が与えられている(会社法第344条第1項、第3項)。もっとも、監査役(会)は会計監査人の選任等を議題とすること、及び自らが内容を決定したそれらに関する議案を提出することを、取締役会に対して求めることもできる(会社法第344条第2項、第3項)。また、会計監査人の監査報酬の決定権は経営者にあり、監査役(会)又は監査委員会には会計監査人の監査報酬の同意権を付与する仕組みとなっている(会社法第399条)。なお、委員会設置会社においては、監査委員会が会計監査人の選任議案決定権限を有している(会社法第404条第2項第2号)。

(4) 監督機能と執行機能からみた各機関の役割

公開大会社における監査役会設置会社と委員会設置会社について、各機関の役割を整理すると次のようになる。

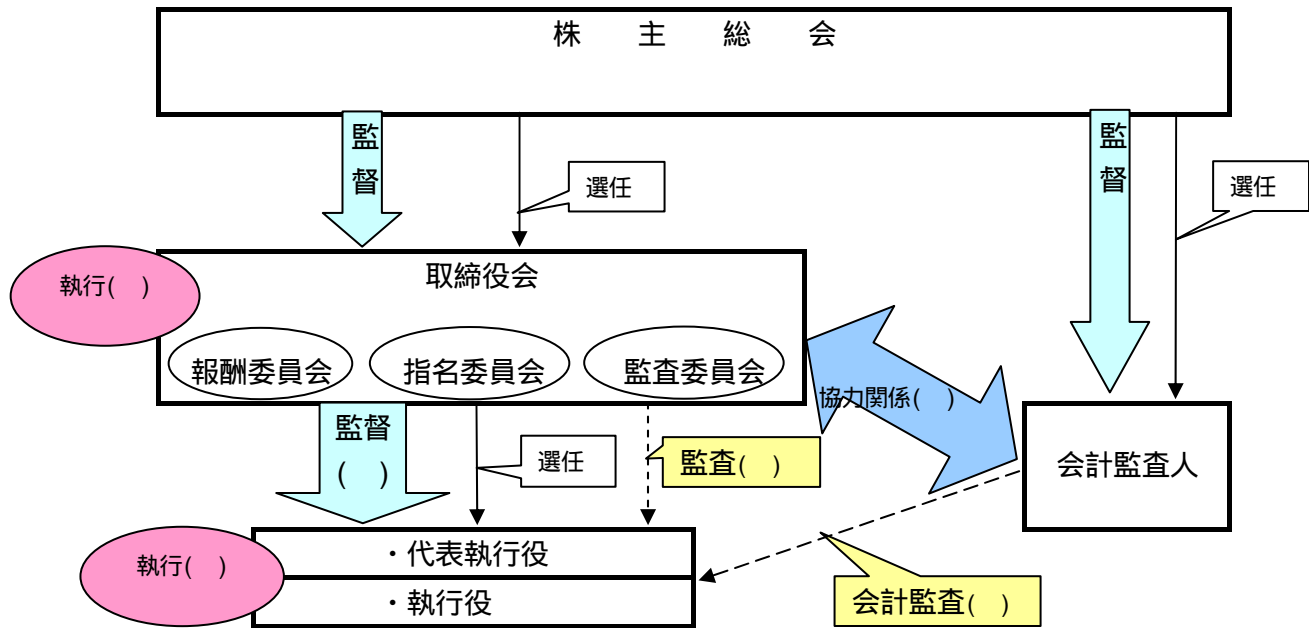
【図1 - 1：監査役会設置会社における各機関の役割】



番号	内 容
、	取締役会は会社の中心的な業務執行に関わる意思決定を行い、具体的な業務執行を行う取締役（代表取締役・業務執行取締役）の監督をする。
	代表取締役・業務執行取締役が、具体的な業務執行を行う。
	監査役（会）は取締役会の職務の執行に対して、業務監査と会計監査を行う。
	監査役（会）は取締役の職務の執行に対して、業務監査と会計監査を行う。
	会計監査人は、取締役の作成する計算書類等に対して、会計監査を行う。
	会計監査に関して、監査役（会）は会計監査人の監査の方法と結論の相当性の判断を行う。このため、監査役（会）と会計監査人は、計算書類等の監査に関して協力関係にある。



【図1 - 2：委員会設置会社における各機関の役割】



番号	内 容
、	取締役会は会社の中心的な業務執行に関わる意思決定を行い、具体的な業務執行を行う執行役の監督をする。
	代表執行役・執行役が、具体的な業務執行を行う。
	監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行に対して、業務監査と会計監査を行う。
	会計監査人は、執行役の作成する計算書類等に対して、会計監査を行う。
	会計監査に関して、監査委員会は会計監査人の監査の方法と結論の相当性の判断を行う。このため、監査委員会と会計監査人は、計算書類等の監査に関して協力関係にある。

このように、会社法は公開大会社における各機関の役割を規定しているが、不適切な会計処理の発生に際して、上場会社の経営者（代表取締役等）が中心となって実行している事案があることから、適切なコーポレート・ガバナンスの観点からは、経営者による会計に関連した逸脱行為を防止し、財務情報の信頼性・透明性をより高めるため、監査役（会）と会計監査人の経営者からのより一層の独立性確保と機能強化を考える必要がある。

## 2. 参考にすべき国際的な動向

2002年10月の証券監督者国際機構（IOSCO）の専門委員会ステートメント「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」（参考資料3参

照)では、「各国の法制度如何にかかわらず、実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督するべきである」とされている。そして、企業統治機関(例えば、監査委員会)に関わる制度設計を行う場合には、当該企業統治機関の経営者からの独立性を確保すること、当該企業統治機関が監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督すること、当該企業統治機関の責務として監査人による外部監査について十分に質の高い監査を実行させること等を求めている。

このステートメントを受けて、2006年5月に欧州議会及び欧州閣僚理事会は、欧州委員会(EC)会社法第8号指令(参考資料4参照)を採択した。同指令は、加盟国が次の事項を決定しなければならないと規定している。すなわち、法定監査人<sup>11</sup>及び監査事務所<sup>12</sup>については、ECによって採用された国際監査基準に準拠して法定監査を実施すること(第26条「監査基準」)、公益的事業体<sup>13</sup>に監査委員会を設置し、少なくとも監査委員会の構成員のうち1名は独立性がなければならず、かつ会計及び(又は)監査の能力がなければならないこと(第41条「監査委員会」第1項)そして、公益的事業体においては、法定監査人又は監査事務所の任命に関する経営者又は監督組織の提案は、監査委員会からの推薦に基づかなければならないこと(第41条「監査委員会」第3項)などである。このように欧州連合(EU)においては、IOSCOのステートメントと整合した法定監査に係る環境整備が進められている。我が国において、監査人の独立性に関する法制度は国際的に遜色のないものとなっているが、上記に指摘されている企業統治機関が監査人の独立性を確保する仕組みについては整備されておらず、早急に対応すべきである。

以下、本提言では、我が国において上場会社が採用している運営形態のほとんどが監査役会設置会社であるという実態を踏まえ<sup>14</sup>、監査役会設置会社におけるコーポレート・ガバナンスを中心に提言している。

## 会計監査人の選任・報酬の決定【提言1】

### 【提言1】会計監査人の選任・報酬の決定

会計監査人の選任に関わる主要な権限は、経営の執行機関である経営者(取締役会)からの独立性が確保された監査役(会)が有し、監査役(会)による会計監査人の選任議案が株主総会に提案される仕組みとすべきである。

経営者(取締役会)は計算書類等を作成して監査を受ける立場にあり、当該経営者(取締役会)が会計監査人の監査報酬を決定することは、利益の相反を生じさせる可能性があることから、外観的独立性を担保するためにも、会計監査人と同様に監視する側である監査役(会)又は監査委員会が会計監査人の監査報酬を決定する仕組みとすべきである。

### 1. 利益相反と外観的独立性

現行の会社法では、会計監査人の外観的独立性を保証するために、会計監査人の選

任や監査報酬の決定に関して監査役が同意権を有することによって一定程度の関与がなされているものの、監査される側である経営者の関与する度合いが格段に強い。会計監査人の選任議案や監査報酬の決定権限が経営者（取締役会）に与えられている場合には、利益の相反が存在する可能性があることにより、財務情報の信頼性を毀損することになりかねない。

会計監査人の行う会計監査が信頼を得るためには、会計監査人が自ら精神的独立性を保持するのみならず、財務情報の利用者の信頼を得る上でも、株主を含む利害関係者から会計監査人が外観的独立性を保持していると認識されることが重要であり、会計監査人の外観的独立性を担保する仕組みが必要である。そのためには、会計監査人の選任及び監査報酬の決定の方法についての透明性の確保が必要であり、経営者（取締役会）ではなく、監査役がより積極的に関与する制度設計を検討すべきと考える。

#### (1) 監査役（会）への会計監査人の選任議案決定権の付与の理由

「提言の前提」で述べたとおり、会社法では、会計監査人の選任は株主総会の権能とされているが（会社法第329条第1項）、会計監査人の選任議案決定権限は取締役会が有し、監査役には取締役会が決議した議案を株主総会に提出する際の同意権が与えられている（会社法第344条）。また、監査役は会計監査人の選任等を議題とすること、及び自らが内容を決定したそれらに関する議案を提出することを、取締役会に対して求めることもできる。

しかしながら、会計監査人の選任議案の提案権限が経営者（取締役会）に与えられている場合には、計算書類等を作成し監査を受ける立場である経営者（取締役会）と、それを独立した立場から監査する会計監査人との間に、利益の相反を生じさせる可能性があり、会計監査人の独立性に重要な影響を与えることも考えられる。会計監査人の独立性について、投資家に疑念を生じさせる場合には、財務情報の信頼性を毀損することにもなりかねないと危惧される。また、監査役（会）は主として業務監査（適法性監査）を担当し、会計監査については会計監査人が担当し、監査役（会）はそれに依拠している関係にある。このため、監査役には、自己の責任を全うするために、会計監査人として十分な能力を発揮し得る者を選任しようとするインセンティブも働くものと考えられる。

したがって、株主や投資家の意思決定の基礎となる、財務情報の適正性を担保する上では、監査役（会）に会計監査人の選任議案の決定権を付与することにより、適切なコーポレート・ガバナンス機能が発揮できる仕組みに変更すべきと考える。

#### (2) 監査役（会）又は監査委員会への会計監査人の監査報酬決定権の付与の理由

「提言の前提」で述べたとおり、会社法では、会計監査人の監査報酬の決定権は経営者にあり、監査役（会）又は監査委員会には会計監査人の監査報酬の同意権を付与する仕組みとなっている（会社法第399条）。現状では、監査報酬（会社法上の会計監査人の監査報酬と金融商品取引法上の公認会計士・監査法人の監査報酬を含む。）の決定過程は、まず、経営者（具体的には、経理部門）と会計監査人との間で交渉が行われ、次に監査役（会）又は監査委員会に交渉の過程などを説明

し同意を得ることにより、最終的に経営者（取締役会）との合意により決定されていることが多いと考えられる。

の1「(4) 監督機能と執行機能からみた各機関の役割」の【図1-1】及び【図1-2】に示したとおり、経営者（代表取締役等）は計算書類等を作成し監査を受ける立場であるので、当該経営者（代表取締役等）を構成員とする取締役会が会計監査人の監査報酬を決定することは、利益の相反を生じさせる可能性があり、会計監査人の独立性に重要な影響を与えることも考えられる。会計監査人の独立性について、投資家に疑念を生じさせる場合には、財務情報の信頼性を毀損することにもなりかねないと危惧される。また、監査役（会）又は監査委員会は、会計監査人の監査の適切な実施が担保されるよう、十分な監査時間が確保されているか等の、会計監査人の監査環境が適切に整備されているかについて重大な関心を持つと考えられる。

したがって、会計監査人の監査報酬決定権の付与については、計算書類等を作成し監査を受ける立場である経営者（代表取締役等）ではなく、会計監査人と同様に経営者の業務執行を監視する側にある監査役（会）又は監査委員会が会計監査人の監査報酬を決定する仕組みに変更すべきと考える。

## 2. 同意権の不十分性

現状でも、会計監査人は、監査役（会）又は監査委員会に対し、監査計画策定時において、自己の監査計画について詳細な報告<sup>15</sup>を行うこととなっており、監査役（会）又は監査委員会は、同意権の行使に際して、監査報酬の見積りの基礎となる監査計画の妥当性についても判断しているなど、監査役（会）又は監査委員会への同意権の付与でも十分ではないかという意見がある。しかしながら、会計監査人の選任議案決定権及び監査報酬決定権とそれらの同意権では根本的に異なるものと考えられる。これは、前者が能動的であるのに対し、後者は受動的であると考えられるためである。

現状のように、監査役（会）又は監査委員会への同意権の付与だけでは、監査役（会）又は監査委員会が経営者の決定した監査報酬を適切でないと考えたとしても、そのための説明資料が入手できないことも考えられる。この場合、同意しないという判断に関して説明責任を果たし切れないことが考えられることから、経営者の決定する監査報酬に対して同意しないと結論することは極めて困難ではないかと考えられる。一方、同意したことについての説明責任は問われ難いため、監査役（会）又は監査委員会は、経営者の決定した監査報酬に同意することになりやすいのではないかと考えられる。

当協会の「同意権に関する調査結果」によれば、現行の監査役（会）又は監査委員会の会計監査人の監査報酬に関わる同意制度の適用初年度において、監査契約締結前に監査役（会）又は監査委員会からの監査報酬についての相談を受けた割合は調査対象全体の3分の1、会計監査人と経営者との間で見解の相違がある場合で監査役と意見交換を行った割合は半数弱にとどまっている。

また、会計監査人の報酬等の決定権を監査役（会）又は監査委員会へ付与とした場合の回答において、コーポレート・ガバナンスが有効に機能している会社のように、会計監査人の監査に対する監査役（会）若しくは監査委員会又は経営者の認識と

理解があり、監査役（会）又は監査委員会自身の責任・リスクの増大に対する自覚があるとすれば、適正な報酬額の決定の蓋然性がある程度は高まるものとの考えが示されている。一方、報酬等の額の適正化の効果が一定限度にとどまるとの回答や、適正な報酬額の決定の蓋然性がほとんど高まることはないとの回答については、監査役（会）又は監査委員会の独立性に問題があるといった理由が挙げられている。

この「同意権に関する調査結果」によると、経営者は、監査報酬について、適切な監査時間の確保という観点からではなく、同業他社との比較やコスト意識で判断する傾向にあるため、現状の監査役（会）又は監査委員会の同意権の付与だけでは十分に機能することは困難であり、監査報酬等の適正化の実効性を高めるためには、監査役（会）又は監査委員会の経営者からの独立性をより一層強化することが必要であるとされている。

### 3．監査役（会）又は監査委員会へ会計監査人の監査報酬決定権を付与した場合の効果

#### (1) 監査役（会）又は監査委員会による監査報酬決定のプロセス

監査役（会）又は監査委員会が監査報酬決定権を有するとする場合には、そのプロセスは、具体的には次のようになると考えられる。

まず、会計監査人は、企業の経理部門や内部監査部門等の業務との連携等、監査の実施と管理を円滑に行うために経営者（経理部門）と協議しながら監査計画を作成し、それに基づき監査報酬の見積りを行う。監査役（会）又は監査委員会は、会計監査人に監査報酬の見積りとその根拠となる監査計画についての説明を求めるとともに、その妥当性を判断するために、経営者（経理部門）に対して監査の効率性等に関する意見を求める。監査役（会）又は監査委員会が会計監査人の監査報酬決定権を持つことにより、決定すべき監査報酬（監査計画）に関して経営者と会計監査人の双方に、監査役（会）又は監査委員会に対する説明責任を負わせることになると考える。

次に、監査役（会）又は監査委員会は、両者との議論の結果に基づき、監査役（会）又は監査委員会との連携に必要な時間が確保されているかどうかを含め、会計監査人の業務が適切に遂行されるために必要な監査時間の確保がなされているかどうかという観点から、監査報酬の適切性についての判断を行い、決定することになる。

#### (2) 監査役（会）又は監査委員会による会計監査人の監査報酬決定の効果

このように、監査役（会）又は監査委員会に監査報酬の決定権を付与すれば、決定すべき監査報酬に関して経営者と会計監査人の双方に対して、監査役（会）又は監査委員会への説明責任を直接的に負わせることになる。具体的には、監査役（会）又は監査委員会は、会計監査人と監査契約を締結する際に、説明資料を経営者及び会計監査人から提出させ、その内容を吟味することになる。これにより、監査報酬決定のプロセスに、経営者と会計監査人に加えて、株主の立場に立ち経営者から独立した監視機関である監査役（会）又は監査委員会が最終判断者として報酬決定を行うことになり、監査報酬の決定に実質的にも外観的にもその客観性を高め、会計監査人の独立性の確保に対する懸念を払拭できるようになると考える。

監査役（会）又は監査委員会にとっても、会計監査人の選任議案の決定権と相まって、経営監視機能発揮のための強力な手段を確保することができるのではないかと考えられる。

## 監査役の機能の強化【提言 2】

### 【提言 2】 監査役の機能の強化

社外監査役制度は、会社の業務について第三者的な立場にある者を加えることにより、業務執行に対する監査機能を高めることを目的としており、当該目的に合致するように、より一層その独立性（社外性）を高めていく必要があると考える。

監査役（会）が有効に機能するために、上場会社における監査役の資質として、少なくとも1名については、財務及び会計に関する知見を有する者が選任される必要があると考える。

監査役（会）は、会計監査人の監査が適切に実施されていることを監視する役割も担っており、会計処理について経営者と会計監査人の見解が相違した場合等に株主の立場に立って行動することなど、監査役（会）と会計監査人の連携を密に行うことにより監査役の機能を強化すべきと考える。また、監査役の職務を補助すべき使用人の充実が欠かせないと考えられ、上場会社においては当該使用人の積極的な設置が必要と考える。

### 1. 我が国における監査役の社外性の現状

監査役は、取締役（会）の職務の執行に対して、業務監査と会計監査を行うので、本来、経営者（代表取締役等）から独立した存在である。会社法の社外監査役制度では、監査役の独立性が外形的な要件により規定され、その強化が図られていると解される。社外監査役とは、株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう（会社法第2条第16号）。社外監査役制度は、会社の業務について第三者的な立場にある者を加えることにより、業務執行に対する監査機能を高めることを目的としている<sup>16</sup>。

「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2009」（東京証券取引所、平成21年1月）によると<sup>17</sup>、東京証券取引所上場会社（2,378社）のすべての監査役設置会社（2,323社）において、1社当たりの監査役の平均人数は3.81名であり、そのうち社外監査役は2.52名（監査役のうち66.1%）である。また、監査役設置会社の社外監査役の属性について分析しており、「他の会社の出身者」が59.1%を占め、弁護士（18.5%）、公認会計士（9.8%）、税理士（5.8%）、学者（2.4%）となっている。

さらに社外監査役について、親会社・関係会社との関係を分析すると、親会社出身の社外監査役は、監査役設置会社の社外監査役のうち6.6%、その他の関係会社出身の社外監査役は7.3%であり、また、社外監査役が大株主である場合又は大株主である会社で現在勤務している場合は、5.4%である。しかしながら、親会社を有する監査役設

置会社（上場会社のうち12.3%）のうち、親会社出身の社外監査役は51.7%となっており、半数以上が親会社出身となっている。

一方、当協会の「同意権に関する調査結果」では、社外監査役の直前又は現在の役職について調査したところ、調査対象人数1,494人のうち、取引先の役職員（225人、15.0%）、取引銀行の役職員（161人、10.7%）、大株主の役職員（136人、9.1%）、親会社の役職員（111人、7.4%）であり、これらを合計すると全体の42.3%を占めている。

このように、社外監査役については、親会社や取引先と関係の深い役職員が多い実態を考えると、業務執行に対する監査機能を有するという意味での独立性は十分とはいえない状況となっており、より厳格な社外性要件を課すべきものとする。

## 2．主要国における独立性要件の状況

米国ではサーベインズ・オクスレイ法により、会社と外部監査人との関係を統制するに当たって、上場会社の監査委員会の役割を劇的に強化したが、同法、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission；SEC）のルール及びニューヨーク証券取引所（The New York Stock Exchange；NYSE）等の取引所ルールにおいて、上場会社の監査委員会は、3名以上の「独立」の、「財務上の知識」を有する取締役によって構成され、そのうち少なくとも1名が「会計若しくは関連する財務管理の専門能力を有しなければならない」とされている。

ニューヨーク証券取引所上場規則では、社外性・独立性の要件として、現在又は過去3年間において、当該上場会社の従業員でないこと、現在又は過去3年間において、近親者が当該上場会社の業務執行役員でないこと、過去3年間において、取締役・委員報酬その他以前に提供した業務に対する後払い報酬（継続的業務に対する報酬に限る。）を除いて、当該上場会社から12か月間に12万ドル以上の報酬を受けていない者又は近親者がかかる報酬を受けていない者であることなどが規定されている。また、英国では、社外性・独立性の要件として、過去5年間において、当該上場会社又はそのグループ会社の従業員でないこと、当該上場会社の顧問、取締役又は幹部社員の近親者でないこと、当該上場会社から取締役報酬とは別に追加報酬を現在又は過去に受けた者でないこと、当該上場会社のストック・オプション制度、業績連動型報酬制度又は企業年金制度の加入者でないことなどが規定されている<sup>18</sup>。

「提言の前提」で述べたとおり、IOSCOの専門委員会ステートメントでは、「実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督するべきである」とされていることから、諸外国の社外取締役等の独立性要件を参考にし、我が国の社外監査役の独立性の確保を図ることが重要である。

## 3．財務及び会計に関する専門性

監査役（会）は会計監査人の監査の方法と結果の相当性を判断する責務があり、会計監査人は監査役（会）の判断に必要なかつ十分な情報提供と説明責任を負っている。会社法施行規則は、「株式会社の会社役員に関する事項」として、会社役員のうち監

査役又は監査委員が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実を事業報告に記載することを規定している(会社法施行規則第121条第8号)。しかしながら、同規則はそのような事実があるときに事業報告での記載を求めるだけで、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者の選任を義務付けているものではない。

財務及び会計に関する専門性は、会計監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督する等の機能を十分に発揮するためにも必要である。特に、最近において企業会計の基準が専門化・複雑化していることを鑑みると、会計監査人の職務に十分な知見を有する監査役が選任される必要がある。

#### 4. 監査役(会)と会計監査人の連携等

「提言の前提」で述べたように、監査役(会)は主として業務監査(適法性監査)を担当し、会計監査については会計監査人が担当し、監査役(会)はそれに依拠している関係にあることから、監査役(会)にとっては会計監査人の監査が十分に実施されている必要がある。そのため、監査役(会)は会計監査人と協力して、監査環境を適切に整備することに積極的に取り組むものと考えられる。

監査役(会)と会計監査人の協力関係を考えた場合、例えば、会計処理について経営者と会計監査人の見解が相違した場合に、監視する側の監査役(会)が株主の立場に立って行動することにより、経営者に対して適切な会計処理を受け入れやすくすることなど、会社法における監査役(会)の報告請求権と会計監査人の報告義務や金融商品取引法による法令違反等事実の通知等<sup>19</sup>に当たって、連携を密に行うことにより監査役の機能を強化すべきと考える。

また、監査役(会)の補助使用人の設置については、現在も監査役(会)がその職務を補助すべき使用人を置くことを取締役を求めることはできるが、企業会計の基準の専門化・複雑化が進んでいることや、監査役(会)がその機能を十分に発揮すべきことを考えると、監査役(会)の職務を補助すべき使用人の充実が欠かせないと考えられる。監査役(会)の補助使用人について、会社法施行規則では、「業務の適正を確保するための体制」として、監査役設置会社である場合には、次に掲げる体制を含むとしている(会社法施行規則第98条第4項、第100条第3項)。

監査役(会)がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役及び使用人が監査役(会)に報告をするための体制その他の監査役(会)への報告に関する体制

その他監査役(会)の監査が実効的に行われることを確保するための体制

なお、当協会の「同意権に関する調査結果」では、社内監査役(会)の関与スタッフの人数を調査したところ、603社のうち、1名(231社、38.3%)、0名(179社、29.7%)となっており、これらが全体の68.0%を占めている。そのため、監査役(会)が十分な人員を確保して監査を実施しているのか疑問が残るところである。



## 5．企業グループにおけるガバナンスの課題

会社法の制定に際して、衆議院法務委員会では、平成17年5月17日の採決に当たり、次の附帯決議を行っている。すなわち、企業再編の自由化及び規制緩和に伴い、企業グループや親子会社など企業結合を利用した事業展開が広く利用される中で、それぞれの会社の株主その他の利害関係者の利益が損なわれることのないよう、情報開示制度の一層の充実を図るほか、親子会社関係に係る取締役等の責任のあり方等、いわゆる企業結合法制について、検討を行うことである<sup>20</sup>。

企業結合法制に関する論点としては、例えば、支配している会社の支配されている会社に対する責任、支配されている会社の監査役について支配している会社からの独立性の確保の問題などが指摘できる<sup>21</sup>。

会社法は、個別の会社の法人格を基礎にして規律しており、親会社と子会社は法人格が異なるものである。そのため、ディスクロージャー制度が企業集団（連結ベース）であるとしても、会社法における親子会社関係に係る取締役等の責任のあり方などの規律の仕方についても連結ベースで行うというわけにはいかない部分があると解される。すなわち、企業集団（連結ベース）からみたコーポレート・ガバナンスと、個社の法人格を基礎とする法的枠組みをどのように調整し、制度設計するのかという問題があると考えられる。

## 第2部 上場会社のディスクロージャー制度のあり方に関する提言

### 提言の前提

#### 1. 会計基準の国際的な統一化の動向

EUでは、2005年1月からEU域内証券市場の上場会社の連結財務諸表についてIFRSの適用が義務付けられている。IFRSは現在、EUやオーストラリアを含めて100か国以上で適用が強制又は容認され、カナダ、インド、韓国等は2011年から適用を予定しているなど、グローバルな単一の会計基準としての地位を築きつつある。

また、米国では、SECがこれまでのコンバージェンスの方針を転換し、2007年11月に、米国市場に上場する外国企業がIFRSに基づいて財務諸表を作成した場合、米国会計基準への調整表の作成義務を撤廃する決定を行い、事実上、IFRSの適用を容認することになった。さらに、2008年8月には、2009年12月15日以降終了する会計年度から一定の米国国内企業にIFRSの選択適用を認め、2014年からは段階的に強制適用を求めるロードマップ案を決議し、2008年11月にこれを公表した。SECは、マイルストーンの達成度合い（例えば、IFRSの改善、国際会計基準委員会財団のガバナンス、教育）などを踏まえて、2011年までに米国国内企業にIFRSを強制適用するかどうかを決定している。

一方、我が国では、自国の会計基準を維持し続けながらIFRSへコンバージェンスを進めてきた。また、企業会計審議会・企画調整部会は、2008年10月から、IFRSへのコンバージェンスについて「連結先行」の考え方<sup>22</sup>を前提に議論を開始し、2009年2月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」を公表した。ここでは、上記の国際的な動向の影響を受け、IFRSの適用（アドプション）に向けて急速に転換が図られており、任意適用については2010年3月期の年度の財務諸表から認めることや、強制適用については2012年を目途に判断し、段階的適用を進める方法と実務対応上必要かつ十分な準備期間（少なくとも3年間）を確保した上で、上場企業の連結財務諸表を一斉にIFRSに移行するという考え方が示されている。

このように、ディスクロージャー制度の根幹である会計基準が抜本的に転換されることになれば、我が国における財務情報の開示のあり方や監査制度にも大きな影響を及ぼす可能性がある。

#### 2. 現行制度の取扱いと問題の所在

現在、上場会社は、会社法に基づき事業報告及び計算書類を作成するとともに、金融商品取引法に基づき有価証券報告書を作成している。前者は主として現時点の株主の株主総会における議決権行使のために必要とされるのに対して、後者は情報提供先に将来の潜在的な株主も含み、投資の意思決定に有用な多くの情報を投資家に提供する必要があるとされており、その利用目的の点から、両者の財務情報の内容に関して差異が生じているものと考えられる。しかしながら、双方の開示書類とも、年次の業績報告という意味合いがあるため、開示項目に関して、相当の重複する部分がある一

方、その利用目的の相違から、それぞれ固有の開示項目も数多くあり、事実上、別々の書類が作成されているのが現状である<sup>23</sup>。

#### (1) 事業報告と有価証券報告書における非財務情報の相違

事業報告は、現時点の株主に対して取締役が経営の受託責任の遂行状況を明らかにするため、及び株主の株主総会における議決権行使に有益な情報を提供するために、コーポレート・ガバナンスに関する情報（例えば、役員（社外役員を含む。）や会計監査人に関する事項など）が充実している点に特徴がみられる（参考資料5参照）。

一方、有価証券報告書は、将来の潜在的な株主を含む投資家の投資判断に資する情報を提供するために、資本市場で売買される自社の株式に関する情報（例えば、株式の発行状況、新株予約権、自己株式、株価など）や、企業経営に関する情報（例えば、販売等の状況、事業等のリスク、契約、研究開発など）が充実している点に特徴がみられる（参考資料5参照）。また、有価証券報告書は、投資家を始めとする利害関係者に対して広く公開される情報であり、企業間比較の観点から、法令で様式や詳細な記載の取扱いが定められている。そのため、事業報告と有価証券報告書で開示項目が重複している場合であっても、実際の記載内容は大きく異なっていることもある<sup>24</sup>。

#### (2) 計算書類と有価証券報告書における財務情報の相違

財務情報の提供について、会社法は、すべての企業を対象として、株主と債権者への情報提供、及び剰余金分配の規制の2つに主眼を置き、会計に係る規定を設けている<sup>25</sup>。一方、金融商品取引法は、多数の株主が存在する上場会社を対象として、投資家に投資判断に資する情報を提供する機能が中心であるといわれている。

両者の間にこのような相違はあるものの、会社法では会計処理や表示に関して原則として独自性を主張しないこととされ、会社法の計算に関する規定は、会計処理や表示について会計慣行に委ねている<sup>26</sup>。これは、両者の会計は情報提供機能が共通するという観点から、企業の財政状態及び経営成績を表す基礎となる利益計算に差異が生じることのないよう、基本的には同一の会計処理に基づくべきとの考え方によるものと思われる<sup>27</sup>。このため、会社法の計算に関する規定が全面的に金融商品取引法の会計に関する規定に合わせるという方向で調整することにより、両者の差異に関する争点は解消されていると考えられる<sup>28</sup>。

#### (3) 将来の方向性と現実的な対応

株主・投資家向けの開示書類は、将来的には経済性を考慮し、有価証券報告書をベースにしたものに統一することを検討する必要があると考える。

この場合には、非財務情報に関していえば、事業報告と有価証券報告書は利用目的や利用者の違いから開示項目は異なるが、事業報告固有の記載事項で株主にとって必要な情報を有価証券報告書へ取り込むことが考えられる。具体的には、役員に関する事項（例えば、役員報酬決定の方針、社外役員の活動状況、監査役の財務・

会計の知見の事実など)や会計監査人に関する事項(例えば、解任・不再任の決定方針など)を有価証券報告書に取り込むとともに、その上で、株主総会における議決権行使のための株主への提供情報に、有価証券報告書の記載事項のうち、例えば、企業の概況(経営指標の推移、関係会社、従業員など)、事業の状況(業績の概要、対処すべき課題など)、設備の状況(設備投資の概要など)、提出会社の状況(大株主、役員の状況、監査人の状況など)等を含めることが考えられる。このように両者の非財務情報の記載内容については、今後、その差異の解消を図っていくべきであるが、非財務情報を含むすべての株主・投資家向けの開示書類を統一化するに当たっては、慎重に検討すべき課題も少なくないと考えられる。

一方、財務情報に関していえば、上記(2)から、有価証券報告書に含められる財務諸表をそのまま会社法の計算書類として用いることも可能とされている<sup>29</sup>。

したがって、以下においては、我が国におけるIFRSの適用を巡る議論を機に、中長期的な観点から、上場会社のディスクロージャー制度を段階的に見直すことが適当と考え、上場会社の財務情報の一元化に限定して提言している。

### 有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化【提言3-1】

#### 【提言3-1】有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化

株主・投資家の受け取る財務情報の質・量、比較可能性、有用性等の観点から、上場会社については、金融商品取引法と会社法における財務情報の実質的な一元化を検討すべきであると考えられる。

財務情報の実質的な一元化の方法として、上場会社は有価証券報告書の財務諸表の作成により、会社法の計算書類の作成がなされたものとみなす(つまり、株主・投資家向けに開示される財務情報として有価証券報告書の財務諸表のみを作成する。)といった方法が考えられる。

#### 1.2 種類の財務情報の作成の実態と実質的一元化の可能性

現在、会社法と金融商品取引法において開示される財務情報の内容は、その情報提供機能は両者に共通するものの、情報提供先や利用目的の違いから差異が生じている。すなわち、両者の開示に係る規定である「会社計算規則」と「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という。)は、記載事項が必ずしも一致していない(参考資料6参照)。例えば、リース取引、税効果会計、1株当たり情報などのように、両者で開示される注記事項をみても、計算書類は決算スケジュール等を考慮したことから有価証券報告書の財務諸表よりも、基本的に簡略化された内容となっている。また、計算書類固有の注記事項(例えば、連結配当規制適用に関する事項など)や、有価証券報告書の財務諸表固有の注記事項(例えば、退職給付会計、減損会計、ストック・オプション、企業結合、資産除去債務など)も数多くあり、今後、会計基準のコンバージェンスが進むと、両者の相違は更に拡大する可能性がある<sup>30</sup>。さらに、会社法は計算書類において単年度の財務情報(個別の計算書類・連結計算書類)を株主に提供するのに対して、金融商品取引法は有価証券報告書にお

いて当期及び前期の2期間の財務諸表を開示させることで、比較可能性を有する財務情報を投資家に提供している。

こうしたことから、上場会社は双方の規律の下で実質的に2種類の財務情報を作成している状況にあるといえる。しかしながら、財務情報の内容に関して差異が生じるとしても、基本的に同一の会計処理に基づいて作成されるものであるため、これらを全く別次元のものとして取り扱うことは非効率的であり、合理的とはいえない。

我が国においてIFRSの適用を巡る議論が開始されているが、今後、有価証券報告書における財務情報の開示内容が大きく変わる可能性があり、これを機に、金融商品取引法と会社法の二元化した財務情報を見直し、一元化が検討されるべきと考える。これについて、例えば、株主・投資家向けの財務情報として有価証券報告書の財務諸表のみを作成し、それにより会社法の計算書類の作成がなされたものとみなすといった方法<sup>31</sup>が考えられる。

## 2. 株主送付用の財務諸表の見直し

財務情報を一元化し、有価証券報告書の財務諸表のみを作成し、それにより会社法の計算書類の作成がなされたものとみなす場合には、会社が作成する年次の業績報告資料は、有価証券報告書に記載される財務諸表がすべての情報源となる。

このとき、会社法の計算書類を株主へ送付することに代えて、公衆縦覧のみによる有価証券報告書の財務諸表の開示としてしまうことは、会社法上の株主の権利を軽視することになり適切ではない。そこで、現行と同様に株主へ直接、情報提供する措置を講ずる必要があり、例えば、株主総会のために株主の議決権行使に必要な情報のみ取りまとめた財務諸表を、招集通知と一緒に必要な時期までに株主へ送付する方法を検討すべきである(参考資料7参照)<sup>32</sup>。

株主へ送付する財務情報として、例えば、連結については、連結財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、株主資本等変動計算書)、会計方針、継続企業的前提、配当に関する事項、1株当たり情報、後発事象などが考えられる。特に、会社法下において、剰余金の配当は1年に何回でも行えることから、配当に関する注記事項(連結財務諸表規則第80条)は株主にとって重要な情報であると考えられる。また、個別財務諸表については、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)、会計方針、1株当たり情報などが考えられる。比較可能性の観点から、当期及び前期の2期間比較形式による情報提供が有用である。

なお、現行の会社法におけるWEB開示制度(会社法施行規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項など)を活用すれば、有価証券報告書が掲載されているEDINETのアドレス(URL)を招集通知で株主へ通知する方法により、株主へ送付されない情報についても提供が可能になると考えられる。また、監査対象の一部しか株主に提供されていない点についても、現行のWEB開示制度と同様に、その旨を株主へ通知するといった対応が考えられる(会社計算規則第133条第6項など)。

ただし、この場合の情報提供の時期については、会社法上の株主の権利に配慮し、招集通知発送以後であれば有価証券報告書のEDINETでの開示を可能とし、株主総会前に有価証券報告書の提出を可能とする法的な手当が必要になると考えられる(「有

価証券報告書の提出時期の見直し【提言3 - 2】」参照)。

### 3. 財務情報一元化に向けての検討事項

#### (1) 取締役会による承認決議

計算書類は取締役会における承認事項となっているが(会社法第436条第3項)、上記1で述べたとおり、有価証券報告書の財務諸表を計算書類とみなすことにより、有価証券報告書の財務諸表が承認対象になると考えられる(参考資料8参照)。

#### (2) 有価証券報告書の財務諸表の作成時期

現行の計算書類は監査役及び会計監査人による監査、取締役会の承認を経、株主総会日の2週間前までに株主へ送付している。これを前提とした場合、有価証券報告書の財務諸表の作成時期は現行の提出時期(株主総会后)よりも早期になるが、上場会社においては既に決算短信は公表済みであり、財務諸表は実質的には作成されており、株主に財務諸表を送付することは可能であると考えられる。

#### (3) 監査役監査の対象

金融商品取引法では、有価証券報告書の財務諸表を監査役の監査対象とする具体的な規定は設けられていない。しかしながら、日本監査役協会が公表した「2007年における監査役及び監査委員会制度の運用実態調査」結果報告書では、東証一部上場会社において、有価証券報告書について監査した監査役は68.3%であり、監査委員会は56.1%となっている。「監査した」対象については、「財務情報を監査した」監査役は56.3%であり、監査委員会では34.8%である。また、「非財務情報を監査した」監査役は65.5%であり、監査委員会は39.1%である。

会社法及び金融商品取引法では、監査役に対して、有価証券報告書の監査を要求する具体的な規定はないが、一定の役割<sup>33</sup>を担っていることがうかがえる。有価証券報告書の作成と提出は取締役の重要な職務の執行の1つと考えられることから、有価証券報告書そのものは監査役の業務監査の対象に含まれると解することができる。

有価証券報告書の財務諸表を計算書類とみなすことにより、有価証券報告書の財務諸表については、現行の会社法における会計監査と同様、会計監査人が監査を行った上で、監査役がその方法又は結果の相当性を監査することになると考えられる(「金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化【提言4】」参照)。そのため、会社法の会計監査の対象が計算書類から有価証券報告書の財務諸表に代わったとしても、会計監査の対象である一部の財務情報の開示内容(表示方法や注記事項など)が変わるだけであり、現行の会社法と金融商品取引法の規定を前提とすれば、会社法上の各機関が負っている責任が変わるわけではないと考えられる。

## 有価証券報告書の提出時期の見直し【提言3 - 2】

### 【提言3 - 2】有価証券報告書の提出時期の見直し

金融商品取引法上、有価証券報告書の提出は定時株主総会後とされている。適時開示の観点から、有価証券報告書の内容について、特に個別財務諸表及び非財務情報を中心に簡素化することも含め、有用性の観点から検討し、財務諸表が確定し、招集通知が発送された後、早期に有価証券報告書を提出できるようにすべきであると考えられる。

早期提出が可能になれば、有価証券報告書と併せて内部統制報告書もEDINETで開示されることになり、議決権行使のために有用な情報が株主に対して間接的に提供されることになる効果があると考えられる。

#### 1. 適時開示の観点からの有価証券報告書提出時期の見直し

金融商品取引法上、有価証券報告書の提出は従前より定時株主総会後とされている。これは、有価証券報告書の添付書類として、会社法第438条第1項に掲げるもの（事業報告及び計算書類）で、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたものが必要とされている（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条）ことにもよる。この取扱いは、旧商法における利益処分案が定時株主総会の承認事項であったことから、剰余金処分（配当）の決議事項について確定情報として有価証券報告書に記載すべきであると考えられてきたことが影響していると考えられる。

しかしながら、会社法の施行により、利益処分計算書は廃止され、代わって株主資本等変動計算書が導入され、財務諸表は定時株主総会前に確定可能となった。すなわち、会計監査人設置会社の会社法監査で、会計監査人の監査意見が無限定適正意見であるなど一定の要件に該当する場合、取締役会の承認で計算書類は確定し、定時株主総会では報告事項とされた<sup>34</sup>。これは、会社法において、剰余金処分（配当）と財務諸表の確定とは必ずしも同じ機会に行われるわけではないことを意味する。したがって、有価証券報告書の提出を定時株主総会終結時まで待たなければならない意義は以前よりも乏しくなったと考えられる。

また、金融商品取引法の内部統制報告制度は、企業の財務報告に係る内部統制について評価した報告書（内部統制報告書）について、監査人による監査を受けた上で、有価証券報告書と併せて定時株主総会後に提出される。このため、仮に内部統制に重要な欠陥が存在する場合、当該事実は株主が定時株主総会で議決権を行使する際に影響を及ぼす可能性が考えられるが、定時株主総会時点で、株主はその内容（監査の結果を含む。）を知るすべがないという不都合が生じる<sup>35</sup>。

以上のことから、投資家に対する情報提供を適時に行う観点からは、有価証券報告書の提出時期と定時株主総会の開催時期とは区別して検討する必要があると考えられる。すなわち、財務諸表（計算書類）の確定段階で投資家に対して情報を開示すべきであり、定時株主総会前に有価証券報告書の提出を可能にすることにより、有価証券報告書上の財務諸表が開示されるようにすべきであると考えられる（参考資料8参照）。

なお、有価証券報告書の早期提出に関して、招集通知発送以後、WEB開示制度によ

り有価証券報告書のEDINETでの開示を可能とするためには、前述の有価証券報告書の提出に際し、定時株主総会において報告又は承認された事業報告及び計算書類の添付を求めるといった取扱いは、改めるべきであると考えられる。

## 2．有価証券報告書の記載事項と定時株主総会の決議事項に関する開示の見直し

### (1) 有価証券報告書の記載事項の見直し

有価証券報告書の提出時期を早くすると、実務の作業に過剰な負担が生じるといった指摘がある<sup>36</sup>。そのため、提出の早期化を実現するに当たり、有価証券報告書の記載事項について簡素化も含め、投資家サイドの立場から情報の有用性の観点で見直しを検討する必要があると考えられる。

財務情報に関しては、連結財務諸表を主たる財務諸表とし、個別財務諸表を従たる財務諸表とする考え方を進め、現在よりも簡素化を図る方向も含め、その開示項目や様式についても情報の有用性や諸外国の状況も十分踏まえた上で、検討する必要があると考えられる（「個別財務諸表の開示の検討【提言3-3】」参照）。

財務情報以外に関しては、今後、開示すべき項目の精査・分類等について慎重な検討が必要になると考えられる。また、従前の開示方法とは異なる方法も検討の余地があると考えられる。例えば、例年大きな変更の少ない非財務情報（沿革、事業内容、経営上の重要な契約、新株予約権の状況、コーポレート・ガバナンスなど）については、証券取引所（金融商品取引所）におけるコーポレート・ガバナンス情報のように最新情報をEDINETで常時公開し、重要な異動があった場合に臨時報告書を提出した上で、開示内容を随時更新するような開示方法が考えられる。

### (2) 定時株主総会の決議事項に関する開示

現在の有価証券報告書には当該報告書提出日時点の情報を記載する項目が幾つかある。例えば、定時株主総会における決議事項に係るものとして、株式の総数等、自己株式の取得等の状況、配当政策、役員等の状況などが挙げられる。定時株主総会前に有価証券報告書を提出することとなった場合、これらの記載事項について別段の対応が必要である。例えば、定時株主総会の決議事項に関する開示事項について、定時株主総会の決議により重要な異動があった場合には、臨時報告書において開示する方法が考えられる。

## 3．定時株主総会の開催時期

「提言の前提」で述べたとおり、本来、有価証券報告書は将来の投資家も対象にした財務情報の適時開示に対して、一方、定時株主総会のための資料は主に現時点の株主に対する剰余金処分（配当）の確定に対して主眼が置かれている。したがって、その目的からすれば、有価証券報告書の作成・提出時期は定時株主総会の開催時期よりも先行させることが考えられる。有価証券報告書の作成・提出時期を現在よりも前倒しすることによる実務上の負担の問題は、現行の定時株主総会の開催時期を前提としているため生じるが、この前提を見直し、現行の定時株主総会の開催時期を延長し、実務上の負担を軽減することも考えられる。



定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないが（会社法第296条第1項）株主名簿の基準日に関わる規制との関係から（会社法第124条第2項）その基準日後3か月以内に開催することになる。実務上、基準日を事業年度末日と一致させているため、定時株主総会は事業年度末日後3か月以内に開催されている。

しかしながら、基準日と事業年度末日とを一致させることは会社法の要請ではなく、例えば、剰余金処分（配当）の基準日を事業年度末日とし、議決権についての基準日を事業年度末日の翌月末日と分離して定めることができ、定時株主総会の開催時期を事業年度末日から3か月以降に設定することは可能である<sup>37</sup>。現在の実務上の対応は、定時株主総会で利益配当について決議し、利益配当を受けるのは、事業年度末日現在の株主であるべきという考え方が我が国では当然視されてきたことが背景にあると思われる<sup>38</sup>。

このような現在の実務慣行に関して、配当落ちの時点では配当額が確定していないという問題点があることや、諸外国では我が国と異なる制度運用がなされ、外国投資家への説明の困難性などから、見直した方がよいのではという指摘もある<sup>39</sup>。

ただし、定時株主総会の開催時期は他の諸制度（例えば、有価証券報告書の記載事項・提出時期や、法人税法上の役員給与の取扱い<sup>40</sup>など）と関連していることや、人事政策など企業実務の多方面に影響を及ぼす可能性があるため、実務慣行の見直しに当たっては、関係者間による慎重な協議が必要になるものと考えられる。

### 個別財務諸表の開示の検討【提言3 - 3】

#### 【提言3 - 3】個別財務諸表の開示の検討

上場会社の有価証券報告書において、個別財務諸表は連結ベースの分析を補完する財務情報として利用されていることなどから引き続き開示が必要であるものの、現在よりも簡素化を図る方向も含め、その開示項目や様式について情報の有用性や諸外国の状況も十分踏まえた上で、検討する必要があると考える。

その結果、連結財務諸表と個別財務諸表の主従関係がより明確となり、上場会社のディスクロージャーは連結中心であることが明瞭になると考えられる。

#### 1. 個別財務諸表の位置付け

我が国における上場会社のディスクロージャーは、いわゆる会計ビッグバン以降、連結財務諸表を主とし個別財務諸表を従とする体系になり、有価証券報告書では企業集団に関する連結ベースの財務情報を中心に開示されている。

このように、連結主体の開示体制に移行しているにもかかわらず、連結財務諸表提出会社の個別財務諸表は、財務諸表等規則に基づき、連結財務諸表よりも詳細な表示科目での作成が求められている。さらに、連結財務諸表と個別財務諸表ともに求められる注記項目に重複がみられることや、個別財務諸表の付随する財務情報として「主な資産及び負債の内容」の詳細な開示が求められるなど、個別財務諸表の目的に従い整備されるべき事項があると考え<sup>41</sup>。

「提言の前提」で述べたとおり、我が国においてIFRSの導入に関し議論が開始されているが、投資家に対する情報提供機能の強化や財務情報の国際的な比較可能性の向上の観点から、今後、ますます連結財務諸表を重視する傾向が強くなることが予想される。そこで、諸外国の状況も踏まえ（例えば、米国では原則として個別財務諸表の開示は求められていない。）、有価証券報告書における個別財務諸表の開示のあり方を大きく見直す時期が到来していると考ええる。

この見直しに当たっては、個別財務諸表は連結財務諸表を基礎とする財務情報の分析を補完するものとして引き続き開示が必要であるとしても、現在よりも簡素化を図る方向も含め、具体的な開示項目や様式については、投資家サイドの利用状況といった情報の有用性や諸外国の状況も十分踏まえた上で、検討する必要があると考ええる。

## 2. 個別財務諸表の様式、注記事項等の見直し

### (1) 様式の見直し

財務諸表等規則において、個別財務諸表の様式として示されている貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書の表示科目の区分は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財務諸表規則」という。）で示されている様式よりも詳細に規定されている。また、表示科目を区分掲記するかどうかの目安となる重要性の基準が連結財務諸表規則よりも財務諸表等規則の方が詳細に設定されている<sup>42</sup>。これらの事実は、上場会社のディスクロージャーが連結財務諸表を主とし個別財務諸表を従とする体系には必ずしもなっていないことを意味する。

したがって、有価証券報告書の個別財務諸表の様式については、連結財務諸表の取扱いと整合させることを検討する必要があると考ええる。

### (2) 注記事項の見直し

注記事項は財務諸表本体を理解する上で有用な情報であるが、連結財務諸表と個別財務諸表ともに開示が求められている重複項目が数多くあり、見直しを検討すべきと考えられる項目として、例えば、リース取引、税効果会計、資産除去債務、後発事象、担保資産、割引手形・裏書手形、研究開発費、減損損失などが挙げられる。なお、近年開発された会計基準や当該会計基準の公表に伴う財務諸表等規則の改正では、連結財務諸表への記載によって個別財務諸表上の記載については省略が認められる取扱いが多くみられる（参考資料9参照）。

また、個別財務諸表のみに開示が求められている注記事項として、関係会社に対する資産・負債・売上高・営業費用・営業外損益などがあるが、連結財務諸表中心のディスクロージャーが定着してきた中で、開示する意義を再検討する余地があるのではないかと考えられる。

個別財務諸表に必要な注記事項を検討する際には、提言3-1で述べた財務情報の実質的な一元化を踏まえ、会社法固有の目的である剰余金分配規制の観点を考慮する必要がある。配当について、会社法の分配可能額は期末の剰余金を基礎にして所定の調整事項を加味して算定されるが（会社法第461条第2項、会社計算規則第

158条) 個別財務諸表を基礎とする剰余金分配規制と、連結配当規制は選択可能となっている。したがって、連結配当規制適用会社に関する注記事項(会社計算規則第115条)は財務諸表等規則に組み込んだ上で、開示が必要な項目であると考えられる。また、1株当たり情報についても、配当性向など関連指標との関係から、有用な情報であると考えられる。

### (3) 附属明細表等の見直し

個別財務諸表に付随する財務情報として、「製造原価明細書」、「附属明細表」や「主な資産及び負債の内容」などがある。これらについては、個別財務諸表の内容の補足や個別財務諸表に表示される科目の内訳明細としての性格を持つことから、投資家等にとって有用な情報を提供していると考えられるが、一方で、相当詳細な開示が行われているとの指摘もある。投資家サイドの利用状況や諸外国との整合性などを十分踏まえた上で、これらの開示内容を検討する必要があると考える。

## 3. 損金経理要件の弾力的な見直し

個別財務諸表にIFRSを適用する際の課題として、各方面で指摘されているものの1つに、税法との関係がある<sup>43</sup>。

個別財務諸表は法人税法上の課税所得の計算で利用されている。我が国の確定決算主義は、いわゆる損金経理要件を主要な内容の1つとして維持されており、確定した決算において費用又は損失として処理しなければ、所得金額の計算において、一部の例外を除き損金算入が認められない。その代表例として減価償却があり、企業会計といわゆる税法基準とが密接に結び付いている分野であるがゆえ、税制改正<sup>44</sup>が企業会計に大きな影響を与える場合もある。企業会計がいわゆる税法基準に準拠するという、いわゆる「逆基準性」の問題の多くは税効果会計の導入により解決可能となったが、損金経理要件が求められていることにより当該問題は引き続き残されているといえる。

一方、平成10年の税制改正以降、企業会計といわゆる税法基準が乖離しているものもある<sup>45</sup>。近年における組織再編税制や連結納税制度など様々な制度改革もみられる。また、会計基準のコンバージェンスが急速に進められ、近い将来、いわゆる税法基準を考慮せずに会計処理を行うことで、課税上の恩典が享受できなくなるケースが予想される。会計基準のコンバージェンスを契機として、損金経理要件を中心とする我が国の確定決算主義のあり方が大きな転換点に立っているとの意見もある<sup>46</sup>。

さらに、今後、仮に個別財務諸表にIFRSを適用する場合、IFRSが各国の税制を配慮していないことやこれまでの我が国の会計実務と基本概念が相違する部分があること(例えば、包括利益)などを要因として、課税上の恩典が享受できなくなることも考えられる。

我が国において、上場会社は内部統制報告制度が導入されるなど、企業のガバナンス体制が強化されており、また、監査人の監査も受け、適正な会計基準の適用が担保されていると考えられることから、上場会社に適用される会計基準や法律を巡る議論を注視した上で、選択肢の1つとして上場会社に特例を設けるなど、確定決算主義における損金経理要件について弾力的に見直す方向で検討することが考えられる<sup>47</sup>。例

えば、申告調整による損金算入を認める範囲を拡大させてはどうかと考える。

#### 金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化【提言4】

##### 【提言4】金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化

上場会社については、財務情報の実質的な一元化と合わせて、金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化を検討すべきであると考えます。

監査制度の一元化の方法として、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査により、会社法に基づく計算書類の監査がなされたものとみなすといった方法が考えられる。

監査人による財務諸表に対する監査報告書は1つとなり、招集通知に添付される監査報告書としては、金融商品取引法の財務諸表に対する監査報告書が株主に送付されることになると考えられる。

金融商品取引法に基づく財務諸表の監査と会社法に基づく計算書類の監査が一元化することにより、金融商品取引法の内部統制報告書に対する監査意見も同時点で確定し、時点が相違することによる問題（監査役監査とのねじれ）は解消される効果があると考えられる。

#### 1. 金融商品取引法と会社法の監査報告書の日付の相違による弊害と一元化の必要性

上場会社は、通常、会社法監査の対象となるため、その財務書類（計算書類・財務諸表）については、金融商品取引法（第193条の2第1項）と会社法（第436条第2項第1号）の各々の規定に基づいて監査が行われている。法律上は金融商品取引法監査と会社法監査について、別々の監査人を選任することは可能であるが、責任の問題などから、通常は同一の監査人が選任されている。東京証券取引所やジャスダック証券取引所では、上場会社に対して、会社法上の会計監査人を金融商品取引法上の監査人として選任するよう努めることを有価証券上場規程等で定めている。

双方の監査業務の違いは主に開示書類が異なることによる表示面の監査手続の相違であり、監査意見形成に至る実質的な手続に重要な差異はほとんどない。したがって、監査意見の内容も通常は同一のものとなり、同一の監査人が金融商品取引法と会社法の規定に基づく監査報告書をそれぞれ発行している。

しかしながら、現状では、双方の監査報告書の日付に相違が生じている。会社法監査では、会計監査人の監査期間は最低4週間確保されている（会社計算規則第158条第1項）が、実質的には定時株主総会の招集手続の制限を受ける。一方、金融商品取引法上、有価証券報告書の提出は定時株主総会後とされているが、実務上、有価証券報告書は会社法監査の終了後に作成されているため、同法の監査報告書の日付は会社法の監査報告書の後の日付となっている。

このような両法における監査報告書の日付の相違は、実務上、幾つかの懸案事項を生じさせている。例えば、会社法の監査報告書の提出時から、金融商品取引法の監査報告書の提出時まで生じた修正後発事象の取扱いの問題がある。監査上の取扱いとして、金融商品取引法の財務諸表と会社法の計算書類との単一性を重視し、財務諸表

の修正が困難であることを理由に有価証券報告書において開示後発事象として注記することとしている（監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会））。また、最近は経営環境の急激な変化等の要因で、会社法の監査報告書の提出以降に継続企業の前提に関する状況が変化することにより、会社法監査と金融商品取引法監査の監査意見が異なる結果となるような事態も発生している。

さらに、金融商品取引法に基づく内部統制監査（第193条の2第2項）において、会社法の監査報告書の日付では認識していなかった内部統制の重要な欠陥が、金融商品取引法の監査報告書の日付までの間に特定される場合がある。これは、内部統制監査の意見形成だけでなく、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査の意見形成にも影響を与える可能性もあることから、会社法監査と金融商品取引法監査の監査意見が異なる結果になることもあり得る。

監査人が発行する監査報告書の日付は、後発事象の範囲等も含め監査人の責任に係る重要な事項であり、監査人が自らの責任において監査が終了したと判断した時点を示している。会社法の監査報告書と金融商品取引法の監査報告書の提出時点が異なっていることは、同一の監査人であってもそれぞれの責任範囲は異なっていることを意味することになる。双方の提出時点を調整しその差異を縮小することで、部分的に懸案事項は解決されるかもしれないが、根本的には、会社法と金融商品取引法で二元化したディスクロージャー制度と監査制度のあり方を見直し、解決すべきであると考えらる。

したがって、上場会社は、財務情報の実質的な一元化と合わせて、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査により、会社法に基づく計算書類の監査がなされたものとみなすといった方法により、金融商品取引法と会社法に基づく監査制度の一元化を検討すべきであると考えらる（参考資料8参照）。

## 2. 内部統制監査に係る金融商品取引法監査と監査役監査のねじれの解消

金融商品取引法の内部統制報告制度は、会社法の制度ではないものの、経営者による財務報告に係る内部統制の評価結果と、それに対する監査人の監査結果は、会社法の計算書類の適正性及び監査役監査に影響を及ぼすことが考えらる。例えば、監査役監査報告において内部統制に関する指摘を何ら行っていないにもかかわらず、その後提出された内部統制報告書又は監査人の内部統制監査報告書において重要な欠陥があることが明らかになり、両者の間に不整合が生じた場合、株主・投資家の理解を妨げ、監査役監査の実務にも影響を及ぼすのではないかという懸念が指摘されている<sup>48</sup>。かかる問題の解消を図るための当面の対応として、監査役は、期中における取締役及び監査人からの報告体制を有効に運用するとともに、監査役監査報告の作成時点においても、取締役及び監査人から状況を確認することとされている。

また、監査人は、金融商品取引法に基づく内部統制監査の過程で、内部統制の重要な欠陥を発見した場合、会社法監査の終了日まで、経営者、取締役会及び監査役又は監査委員会に報告することが必要とされている<sup>49</sup>。しかしながら、当該時点までに、経営者による評価作業と、監査人による監査作業の大半は終了することが想定される

が、有価証券報告書の作成に係る決算・財務報告プロセスが完全に終了していないことや、会社法と金融商品取引法の監査報告書の日付の相違による後発事象の問題などから、当該時点での監査人からの報告は、内部統制監査の経過報告にすぎない。

さらに、財務報告に係る全社的な内部統制の基本的要素である統制環境の中に監査役の機能の有効性が含まれていることから、会社法上、会計監査人による監査の方法と結果の相当性を判断した監査役による監査報告が提出された後に、監査役を含む統制環境等について内部統制監査で監査人が判断するという「監査役監査とのねじれ」が生じているという指摘もある<sup>50</sup>。

金融商品取引法上、財務諸表監査報告書と内部統制監査報告書は1つの監査報告書として一体的に作成する方法が原則とされ、監査報告書の日付は同日となる。したがって、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査と会社法に基づく計算書類の監査が一元化されることになれば、金融商品取引法の内部統制報告書に対する監査意見も同時点で確定し、時点が相違することによる問題（監査役監査とのねじれ）は解消される効果があると考えられる。

以 上

## 【脚 注】

- <sup>1</sup> コーポレート・ガバナンスの定義及び内容は論者により多様であり、必ずしも統一されているわけではない。経済協力開発機構（OECD）の「コーポレート・ガバナンス原則」などを参考にすると、コーポレート・ガバナンスとは、企業の目標を設定し、それを達成するための手段を選択し、実行された企業業績を監視する一連の仕組みと考えることができる。一般に、コーポレート・ガバナンスは、企業の不祥事を監視するための仕組み、企業の競争力を高め、資源を効率的に利用してその業績を高めるための仕組み、企業行動を規制するための法制度としての仕組みという複数の要素が含まれているものと理解されていると考えられる。優れたコーポレート・ガバナンスに単一のモデルはなく、各国の市場構造、文化、法制度などに基いて異なる性質があり、各国の政府及び各企業において常に改善されるべき実務であると考えられる。一方、公正、透明性、説明責任、企業内容等開示制度（ディスクロージャー制度）などのようにコーポレート・ガバナンスに係る共通した理解も見られる。日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム 編「OECDコーポレート・ガバナンス 改定OECD原則の分析と評価」（明石書店、平成18年2月）参照。
- <sup>2</sup> 相澤哲 編著「立案担当者による新・会社法の解説」（別冊商事法務No. 295、平成18年5月）95ページ
- <sup>3</sup> この他、会計参与を会社の任意により設置することができるが、ここでは特に取り上げていない。
- <sup>4</sup> 江頭憲治郎「株式会社法（第2版）」（有斐閣、平成20年2月）486ページ。相澤哲、葉玉匡美、郡谷大輔 編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」（商事法務、平成18年6月）410ページ
- <sup>5</sup> 相澤哲 編著「立案担当者による新・会社法の解説」（別冊商事法務No. 295、平成18年5月）95ページ
- <sup>6</sup> 江頭憲治郎「株式会社法（第2版）」（有斐閣、平成20年2月）478ページ
- <sup>7</sup> 一方、取締役会設置会社以外の会社では、業務執行取締役等の選任・解任の権限は株主総会又は取締役相互にある（会社法第349条第3項）。
- <sup>8</sup> 過去の商法改正の歴史を振り返ってみると、昭和25年商法改正では、監査役から業務監査の権限を失くし、会計監査だけがその権限とされた。株式会社の民主化を建前として、株主の地位強化がGHQから指示され、アメリカ法を大幅に導入した改正であり、監査役の権限縮小は、取締役の権限強化と取締役会の創設及びその業務監査（監督）機能の改正に伴うものであった。取締役会は、業務の意思決定機関として執行機関である代表取締役を監督する機能を合わせ持つことから、監査役の業務監査機能の重複を回避するものであり、監査役の存廃が議論になった。当時の商法改正に関わる政府原案では、名称を「会計監査役」と改正し、従来の監査役は廃止するものであったが、参議院の審議により、名称変更の必要なしとして、「監査役」という名称に戻された。当時において、公認会計士制度が確立されていなかったため、過渡的に、監査役の存続を認め、公認会計士制度が確立されれば、早晚、監査役は廃止されるという議論がなされた。その後、日本特殊鋼、サンウェーブ工業、山陽特殊鋼のような大型倒産が起り、粉飾決算の事実が明るみに出た結果、昭和49年商法改正に伴い、公認会計士制度の強化、監査制度の強化が議論されることとなった。大会社の計算に関する会計監査人の監査は、商法特例法に規定され、定時株主総会前に公認会計士の監査を受けることとされ、大会社の範囲は、法律案要綱の資本金1億円以上から、資本金5億円以上とされた。その後も商法の改正が継続的に行われ、現在は会社法となっているが、社外監査役の設置、監査役の任期の伸張など監査役制度を強化する方向で行われてきている。浦野雄幸「株式会社監査制度論」（商事法務研究会、昭和45年9月）100ページ、味村治、加藤一昶「改正

---

商法及び監査特例法等の解説」(法曹会、昭和52年4月)3ページ以降を参照。

- <sup>9</sup> 会計監査人設置会社以外の会社では、監査役が会計監査を直接に実行することになる(会社計算規則第122条及び第123条)
- <sup>10</sup> 相澤哲 編著「立案担当者による新・会社法の解説」(別冊商事法務No.295、平成18年5月)96ページ
- <sup>11</sup> statutory auditor (法定監査人)とは、法定監査を実施するために、加盟国の監督当局によりこの指令の規定に基づき承認された自然人をいう。
- <sup>12</sup> audit firm (監査事務所)とは、法的形態にかかわらず、法定監査を実施するために、加盟国の監督当局によりこの指令の規定に基づき承認された法人又はその他の事業体をいう。
- <sup>13</sup> public-interest entities (公益的事業体)とは、2004/39/EC指令第4条(1)14号の意義の範囲内で加盟国の規制された市場において譲渡可能な証券の取引が認められた、加盟国の法が適用される事業体、91/674/EEC指令第2条(1)の意義の範囲内で、銀行(OJ L 126, 2000年5月26日, p. 1. 最終改正はEC指令2006/29/ECによる(OJ L 70, 2006年3月9日, p. 50)。)及び保険会社の業務の開始及び遂行に関連する2000年3月20日の欧州議会及び欧州閣僚理事会の2000/12/EC指令第1条1号に定義された銀行。加盟国はまた、その他の事業体を公益的事業体と指定することができる。それは例えば、その事業の性質、その規模又はその雇用者の数を理由として、重要な公共的関連性のある事業体である。
- <sup>14</sup> 「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2009」(東京証券取引所、平成21年1月)によると、東京証券取引所の上場会社のうち、監査役設置会社の割合は97.7%であり、委員会設置会社の割合は2.3%である(15ページ)。
- <sup>15</sup> 監査計画における情報・意見交換事項として、以下の項目が例示されている(「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」(日本監査役協会・日本公認会計士協会、平成21年2月17日改正))  
前期からの会計・監査上の懸案事項及び内部統制上の問題点、経営環境に関する事項、情報技術(IT)の進展が内部統制や計算書類の作成、会計監査に及ぼす影響、監査上の重要課題、四半期レビュー計画及び期末監査計画(内部統制監査を含む。)の内容、内部統制の評価の方法及び実施時期、重要な実証手続の内容及び実施時期、新たな会計基準の適用についての情報、重要な会計方針(連結範囲を含む。)や会計処理に関する事項、往査先(事業所・子会社等)往査時期、監査日数、監査従事者数、監査時間の見積り及び監査報酬に関する事項
- <sup>16</sup> 法務省民事局参事官室 編「一問一答 平成5年改正商法」(商事法務研究会、平成5年7月)104ページ
- <sup>17</sup> 「東証上場会社 コーポレート・ガバナンス白書 2009」(東京証券取引所、平成21年1月)30ページ~34ページ
- <sup>18</sup> 中田直茂「ディスクロージャーの正確性の確保とコーポレート・ガバナンス(中) - 米国の監査委員会制度の現状 - 」(商事法務No.1620、平成14年2月)、メルビン・A・アイゼンバーグ「アメリカの監査委員会と日本の監査役」(商事法務No.1818、平成19年12月)、経済産業省企業統治研究会(第1回)配付資料 資料7「我が国のコーポレート・ガバナンスの在り方を検討するための基礎資料」(経済産業省産業組織課、平成20年12月2日) など
- <sup>19</sup> 具体的には、金融商品取引法の法令違反等事実(法第193条の3)の通知に際して、監査人が適切な措置をとるべき旨を通知する相手は、「当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者(法第193条の3第1項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者)」とされており(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第7条)、原則として、特定発行者の取締役等の職務執行を監査する機関(監査役、委員会設



---

置会社における監査委員会、監事など)とされている。これは、監査役(会)又は監査委員会が、取締役の不正行為や法令・定款に違反する事実や著しく不当な事実があると認められるときは、取締役(取締役会)に報告する義務を負う立場にあることに照らし、法令違反等事実について監査役(会)又は監査委員会に対する通知が確実になされることが必要と考えられたことによるものである。

- <sup>20</sup> 相澤哲編著「一問一答 新・会社法」(商事法務、平成17年7月)9ページ
- <sup>21</sup> 江頭憲治郎「結合企業法の立法と解釈」(有斐閣、平成7年12月)103、122ページ
- <sup>22</sup> 連結先行とは、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方である(「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」(企業会計審議会・企画調整部会、平成21年2月)4ページ)。
- <sup>23</sup> 上場会社の場合、業績報告の意味合いを持つ資料としては、その他に証券取引所へ提出する決算短信やIR(Investor Relations)を目的とする資料などもあり、実務上は、多くの種類の年次業績報告の資料が存在している。
- <sup>24</sup> もっとも、事業報告は株主へ直接送付するため、記載する情報量について制約を受け、実務上は有価証券報告書と同じ記載内容にすることは困難であるという事情もある。
- <sup>25</sup> 神田秀樹「会社法 第11版」(弘文堂、平成21年3月)245ページ
- <sup>26</sup> 郡谷大輔・和久友子 編著「会社法の計算詳解 第2版」(中央経済社、平成20年5月)8ページ
- <sup>27</sup> 「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」(大蔵省・法務省、平成10年6月)
- <sup>28</sup> 郡谷大輔・和久友子 編著「会社法の計算詳解 第2版」(中央経済社、平成20年5月)5ページ
- <sup>29</sup> 弥永真生・郡谷大輔・和久友子 編著「会社決算ハンドブック 第2版」(商事法務、平成20年4月)34ページ
- <sup>30</sup> もっとも、事業報告と同じ理由で記載する情報量について制約を受けるため、実務上は会社法会計と金融商品取引法会計の開示を同じにすることは困難であるという事情がある。会社法上、これらはその他の注記(会社計算規則第116条)いわゆる追加情報として取り扱われ、企業の状況や重要性等を勘案して記載されている。
- <sup>31</sup> 「上場会社に関するコーポレート・ガバナンス上の諸課題について」(コーポレート・ガバナンスに関する有識者懇談会 日本監査役協会、平成21年3月26日)の「資料4 岩原委員の報告」(119ページ)では、「例えば考えうるかもしれない一つのアイデアは、仮に有価証券報告書の開示の方が計算書類や事業報告による開示より量的に多いという差異だけに解消できるのであれば、公開会社においては有価証券報告書の作成をもって計算書類や事業報告の作成とみなし、株主に送付する計算書類や事業報告には会社法が要求する情報の範囲が含まれていればよいとする、等の工夫である(会社法440条4項参照)」との見解が示されている。
- <sup>32</sup> その他の年次業績報告の資料(決算短信、IR資料)についても、有価証券報告書をベースに抜粋、加工することが情報の一元化の観点から理想的である。
- <sup>33</sup> ここで「有価証券報告書に対して監査した」という場合の「監査」の内容について、その手続や深度などは必ずしも明らかではない。
- <sup>34</sup> 例えば、現行の会社法監査においても、計算書類について監査役と会計監査人の意見が適正

---

意見でない場合など、通常でない場合には定時株主総会の承認を受けなければならない(会社法第438条第2項)が、本提言は上場会社を対象とした、通常の状況を前提としている。

- <sup>35</sup> 当該不都合の解消には法令改正が必要になるが、当面の実務対応としては、経営者が事業報告の作成段階で内部統制の重要な欠陥を認識している場合、対処すべき課題として事業報告に開示する方法が考えられる。
- <sup>36</sup> 阿部泰久「経済界からみた企業法制整備の課題」(商事法務No.1821、平成20年1月)
- <sup>37</sup> 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔 編著「論点解説 新・会社法 千問の道標」(商事法務、平成18年6月)470ページ
- <sup>38</sup> 鈴木竹雄・竹内昭夫「会社法(第三版)」(有斐閣、平成6年4月)141ページ、前田庸「会社法入門(第11版)」(有斐閣、平成18年7月)258ページ など
- <sup>39</sup> 浜田道代「新会社法の下における基準日の運用問題」(商事法務No.1772、1773、平成18年7月)
- <sup>40</sup> 役員の給与が期首から3か月以内に改定された場合には改定前後の給与は定期同額給与として扱われ、損金算入が認められる(法人税法施行令第69条)。
- <sup>41</sup> 実務界からも要望の声があり、日本経済団体連合会による「今後のわが国会計基準のあり方に関する調査結果概要」(平成20年5月)によれば、39社中、33社が「金融商品取引法上の個別財務諸表の開示は廃止すべき」と回答している。また、日本経済団体連合会は「会計基準の国際的な統一化へのわが国の対応」(平成20年10月)の中で、個別財務諸表に関する開示は抜本的な簡素化を図っていくべきとしている。さらに、今後、我が国におけるIFRS導入を円滑に進めるための懸念や課題を整理するために、各社における準備状況や課題等について調査が行われ、「IFRS適用に向けた取組み状況等に関する調査結果概要」(平成21年4月)が公表されている。
- <sup>42</sup> 例えば、貸借対照表で表示科目を区分掲記するかどうかの基準は、個別財務諸表が資産総額の100分の1に対して、連結財務諸表は資産総額の100分の5である。
- <sup>43</sup> 諸外国の状況であるが、ドイツやフランスも課税所得計算は商法上の計算を基礎としており、いわゆる確定決算方式で損金経理要件がある。両国とも会社法(商法)と税法が密接に結び付いている点に特徴があり、個別財務諸表を配当ベースや課税ベースの把握の手段として機能させようとする傾向が強く、IFRSの導入に当たっては、連結財務諸表と個別財務諸表を分離させる対応がなされている。一方、米国や英国においても課税所得計算は企業会計に準拠することとしているものの、会計と税務が分離したセパレート型となっており、損金経理要件については極めて限定的であり、我が国と重要な相違が認められる。両国は証券市場向けの会計と会社法会計が近い関係にある点に特徴があり、個別財務諸表と税務は乖離したものとして対応がなされている。その結果、英国はIFRSの導入が最も進んでいるといわれる(齋藤真哉ほか「主要国の会計と税務に関する実態調査」(財務会計基準機構、「会計基準」Vol.22、23、平成20年9月、平成20年12月))。
- <sup>44</sup> 近年では、例えば、平成19年度税制改正の減価償却制度の見直し(残存価額の廃止やいわゆる250%定率法など)や、平成20年度税制改正の耐用年数の見直しなどが挙げられる。
- <sup>45</sup> 近年の税制改正では、リース、自己株式、のれん、工事進行基準、棚卸資産評価など、企業会計の基準に配慮して改正が行われてきたものもあるが、企業会計といわゆる税法基準が乖離しているものとして、退職給付引当金、賞与引当金の廃止や固定資産の減損損失の取扱いなどがある。
- <sup>46</sup> 「平成21年度税制改正に対する日本公認会計士協会の意見・要望書」(日本公認会計士協会、平成20年6月)【重要要望事項10】

- 
- <sup>47</sup> 実務界からも要望の声があり、日本経済団体連合会による「今後のわが国会計基準のあり方に関する調査結果概要」によれば、39社中、30社が「損金経理要件は不都合である」と回答し、要件緩和や税務計算の取扱いの見直しを求めている。
- <sup>48</sup> 「監査役からみた財務報告に係る内部統制報告制度に関するQ & A」(日本監査役協会、平成20年9月)
- <sup>49</sup> 監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」(日本公認会計士協会、平成19年10月(改正 平成21年3月23日))
- <sup>50</sup> 神田秀樹・黒沼悦郎・静正樹ほか「新春座談会 会社法と金融商品取引法の交錯と今後の課題[上]」(商事法務No.1821、平成20年1月)

【参考資料1】衆議院財務金融委員会における「公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

平成19年6月8日、衆議院財務金融委員会における「公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、次の事項が述べられている。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めること。
- 一 財務情報の適正性の確保のためには、企業のガバナンスが前提であり、監査役又は監査委員会の機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任決議案の決定権や監査報酬の決定権限を監査役に付与する措置についても、引き続き真剣な検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。
- 一 公認会計士監査制度の充実・強化のためには、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であり、行政はこうした専門職業士団体の果たす役割を尊重するよう努めること。
- 一 業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政処分が多様化に伴い、これらの発動に当たっては、その効果を十分に検討した上、適切な運用に努めること。
- 一 会計監査を担う有為な人材を確保、育成するため、社会人等を含めた多様な人材確保を目的とする現行試験制度の趣旨を踏まえ、公認会計士試験実施の更なる改善に努めること。
- 一 公認会計士監査制度をより一層強固なものとするため、行政としても、今回の法改正の趣旨に則り、監査法人に対し、過度な負担を課すことのないよう適切な対応に努めること。

【参考資料2】参議院財政金融委員会における「公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

平成19年6月15日、参議院財政金融委員会における「公認会計士法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」では、次の事項が述べられている。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 公認会計士監査をめぐる非違事例等、監査の信頼性を揺るがしかねない事態が発生したことにかんがみ、非違事例等の再発を防止し、監査の品質と信頼を確保するため、監査に関する制度について不断の見直しに努めること。
- 一 財務情報の適正性の確保のためには、企業内におけるガバナンスの充実・強化が不可欠であることにかんがみ、監査役等の専門性及び独立性を踏まえ、その機能の適切な発揮を図るとともに、監査人の選任議案の決定権や監査報酬の決定権を監査役等に付与する措置についても、引き続き検討を行い、早急に結論を得るよう努めること。
- 一 公認会計士監査制度の充実・強化のため、専門職業士団体が継続的に自主規制の充実促進を図ることが重要であることを踏まえ、専門職業士団体の自主規律を活用しつつ、有効かつ効率的な監督を行うこと。
- 一 今般の改正により、業務管理体制の改善命令、課徴金納付命令等の行政処分が多様化が図られることに伴い、特に課徴金の納付命令に関しては、その効果を十分に検討しつつ、適切な運用に努めること。
- 一 会計監査を担う有為な人材の育成、確保の重要性にかんがみ、社会人等を含めた多様な人材の確保が進むよう、公認会計士試験の実施の在り方等、更なる改善に努めるとともに、公認会計士の質の充実と規模の拡大に努めること。また、国際的な会計基準の収斂が着実に進行している中、主要先進国間における公認会計士業務の相互協力を促進すること等も含めて検討すること。
- 一 証券市場の重要な基盤の一つである公認会計士制度を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、広がりをもせる監査業務に対する社会的ニーズにこたえていくためには、中小監査法人の果たす役割が極めて重要であることにかんがみ、その組織化、人材の育成強化の必要性を踏まえた適切な対応に努めること。

右決議する。

### 【参考資料3】IOSCOの専門委員会ステートメント

2002年10月に、IOSCOは「監査人の独立性及びそのモニタリングにおける企業統治の役割に関する原則」と題するIOSCOの専門委員会ステートメントを公表している。

IOSCOの作成する「証券規制の目的と原則」（1998年9月）をはじめとする原則、指針や基準等については、IOSCOに加盟するメンバーに対する法的拘束力はないが、メンバーがこれを踏まえて行動することが促されるという性格をもっており、具体的にどのような対応をとるかは各メンバーの判断に委ねられている。

ステートメントでは、企業統治機関による外部監査人の独立性の監督に係る原則を示しており、当該企業統治機関を「監査委員会」と呼んでいる。そして、企業の経営陣から独立した企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督するべきであるというコンセンサスが形成されつつあると考えられると述べている。

ステートメントは、「監査委員会」（企業統治機関）について、外部監査人の独立性のモニタリング及び確保において重要な役割を果たし得るとし、次のように考え方を述べている（金融庁ホームページから抜粋）。

専門委員会は、各国の法制度如何にかかわらず、実際上かつ外観上監査対象企業の経営陣から独立し、投資家の利益のために活動する企業統治機関が、外部監査人の選定・指名プロセス及び監査の遂行を監督するべきであると考えます。

監査人は、株主に対して説明責任を負っており、一般に株主に報告をするが、株主との間に直接の関係を築くことは現実には困難である。このため、監査委員会は株主の代理として機能する。

監査委員会は、企業を代表して外部監査人と協働する中心的な機関であるべきである。

監査委員会は、不当な制約から自由に責務を果たすことができる権限を与えられるべきであり、当該責務は、監査人が監査業務以外の報酬を顧慮することなく監査意見を形成するために必要な作業を行うに足りる十分な報酬を請求しているか否かについての評価も含むべきである。

監査委員会は、監査人と定期的かつ頻繁に経営陣抜きでの会合を持ち、監査の過程で監査人と経営陣の間で議論になった問題や当該問題に関して監査人が満足できるように解決されたかどうかについて、議論するべきである。

監査人の選任・再任の勧告を行う場合、監査委員会は、監査人が基準に従って独立であることについて、確認するべきである。

監査委員会が監査人の独立性を確認するために行ってもよい手続の例は、以下のとおりである（略）。

監査委員会が、独立性を効果的にモニターするため、監査人の独立性に関する問題について、少なくとも毎年、監査人と議論することは、良い慣行である。

監査委員会は、企業が外部監査人と非監査業務に関する契約を締結することに関する方針及び契約締結前にとるべき手続を定めることについて監督するべきである。監査委員会はまた、経営陣による当該手続の遵守についてもモニターするべきである。

監査人の独立性が損なわれないように確保するため、監査委員会は、例えば、監査人の提供する全ての重要な非監査業務について監査委員会の事前承認を得なければならないといった方針の実施の望ましさについて検討してもよい。

監査委員会は、監査法人からCEO（最高経営責任者）やCFO（最高財務責任者）を含む上級役員を雇用することに関する方針を設定すべきである。

当該方針の設定に当たって、監査委員会は、当該企業の上級監査担当者の雇用及び監査の独立性を損なう可能性を軽減する予防措置について検討してもよい。

監査委員会は、監査人の独立性を保護するために採った措置を株主に報告するべきである。

株主への報告には、非監査業務の提供によって監査人の独立性が損なわれないようにするための方針及び手続について記載するべきである。

#### 【参考資料4】EC会社法第8号指令（抜粋、仮訳）

EC会社法第8号指令(2008年6月29日までに国内法化する義務を加盟国は負っている。)は、EUにおける法定監査の品質の向上・調和・信頼の強化、加盟国間及び第三国との協力を円滑にするために、単一の国際監査基準の適用、教育要件の更新、職業倫理の定義及び加盟国の監督当局間並びにそれらの当局と第三国の当局間の協力の専門的な実施を目的としている。同指令は、加盟国が次の事項を決定しなければならないと規定している。

##### 第26条 監査基準

1. 加盟国は、法定監査人及び監査事務所が第48条(2)に規定する手続に従い、ECによって採用された国際監査基準に準拠して法定監査を実施することを確保しなければならない。加盟国は、ECが同一の問題を対象とする国際監査基準を採用していない間は、国内の監査基準を適用することができる。採用された国際監査基準は、EU官報におけるEUの各公用語により、全文が公表されなければならない。
2. ECは、第48条(2)に規定する手続に従い、EU内での国際監査基準の適用可能性について、決定できる。ECは、国際監査基準が以下の条件を満たす場合に限り、採用する。
  - (a) 国際監査基準が、適切なデュー・プロセス、公的監視及び透明性をもって開発され、国際的に一般に公正妥当と認められていること
  - (b) 78/660/EEC指令第2条(3)及び83/349/EEC指令第16条(3)において定められた原則に準拠して、年次財務諸表又は連結財務諸表に対し、高水準の信頼性及び品質を与えること
  - (c) 欧州の公共の利益につながること
3. 加盟国は、法定監査の範囲に関連する国内の特定の法的要求に従う場合にのみ、国際監査基準に追加して、又は、例外的な場合として、国際監査基準の一部を除外することによって、監査手続又は要求事項を課すことができる。加盟国は、これらの監査手続又は要求事項が前項(b)及び(c)の規定に準拠し、それらが採用される前にEC及び加盟国に伝達されなければならないことを確保しなければならない。国際監査基準の一部を除外する例外的な場合には、加盟国は国内の特定の法的要求及びそれらを保持する理由を、少なくともそれらを国内で採用する6か月前、又は国際監査基準の採用時に既に存在している要求事項の場合には、関連する国際監査基準の採用後少なくとも3か月以内にEC及び他の加盟国に伝達しなければならない。
4. 加盟国は、2010年6月29日に失効するまで、年次財務諸表及び連結財務諸表の法定監査に関連した追加的な要求事項を課すことができる。

##### 第41条 監査委員会

1. 各公益的事業体は監査委員会を設置しなければならない。加盟国は、監査委員会が、



被監査会社の経営組織の執行役員でない者及び(又は)監督組織の構成員及び(又は)被監査会社の株主総会で任命された構成員により構成されるか否かを決定しなければならない。少なくとも監査委員会の構成員のうち1名は独立性がなければならず、かつ会計及び(又は)監査の能力がなければならない。

2003/71/EC指令<sup>(1)</sup>の第2条(1)(f)の規準を満たす公益的事業体において、加盟国は、監査委員会に課された職務が、経営組織又は監督組織全体により行われるのを認めることができる。ただし、少なくとも当該組織の議長が執行役員であるときは、その者が監査委員会の議長であってはならない。

<sup>(1)</sup> 証券を公募する又は取引を認められる際に発行される目論見書に関する欧州議会及び欧州閣僚理事会の2003/71/EC指令2003年11月4日(OJ L 345, 2003年12月31日, p. 64)。

2. 被監査会社の経営組織又は監督組織の構成員の責任、又は株主総会で任命された他の構成員の責任を侵すことなく、監査委員会は、特に以下のことをしなければならない。
  - (a) 財務報告プロセスを監視すること
  - (b) その会社の内部統制の有効性、適用がある場合には内部監査、及びリスク管理システムを監視すること
  - (c) 年次及び連結財務諸表の法定監査を監視すること
  - (d) 法定監査人及び監査事務所の独立性、及び特に被監査会社への追加的な業務の提供をレビューし、監視すること
3. 公益的事業体においては、法定監査人又は監査事務所の任命に関する経営者又は監督組織の提案は、監査委員会からの推薦に基づかなければならない。
4. 法定監査人又は監査事務所は、法定監査から生じた重要な事項、特に財務報告プロセスに関連する内部統制の重要な欠陥について監査委員会に報告しなければならない。
5. 第1項から第4項までの規定を、被監査会社が登記されている加盟国において実施されている規定に従って設立され、職務を行っている監査委員会と同等の機能を実行する組織を持つ公益的事業体には、適用しないことを加盟国は認める、又は決定することができる。その場合には、当該会社は、そのような機能を実行する組織及びその構成を開示しなければならない。
6. 加盟国は、以下に適合する場合には、監査委員会を設置する義務を免除することができる。
  - (a) 当該公益的事業体が本条第1項から第4項の要求に企業グループのレベルで準拠している場合の、83/349/EEC指令第1条の意義の範囲内で子会社である公益的事

業体。

(b) 85/611/EEC指令第1条(2)に定義される集団投資を行う公益的事業体。加盟国はまた、一般から提供された資本を集めて運用するという単一の目的を持ち、リスクの分散化の原則に基づき運営され、その投資対象の発行者を巡る法的支配又は経営者支配を目的としない公益的事業体を除外することができる。ただし、そのような集団投資を行う事業体は、監督当局より認可を受け、その監督の対象となり、85/611/EEC指令が規定するものと同等の預託を実行する機能を有するものであることが条件となる。

(c) 809/2004 EC規則 (EC) <sup>(2)</sup>第2条(5)に定義される資産担保証券の発行者として行為することのみを事業として行う公益的事業体。その場合、加盟国は当該公益的事業体が、監査委員会又は、監査委員会の職務を実施するよう委任された経営組織又は監督組織を設置するのに適していないとみなした理由を公に説明するよう要求しなければならない。

<sup>(2)</sup> OJ L 149, 2004年4月30日, p. 1

(d) 株式が、2004/39/EC指令第4条(1)14号の意義の範囲内での加盟国の規制された市場で取引されることを認められておらず、継続的又は反復して負債証券のみを発行する、2000/12/EC指令第1条(1)の意義の範囲内での銀行。ただし、すべての当該負債証券の額面総額がすべて100,000,000ユーロを下回ったままであること、かつ当該銀行が2003/71/EC指令の下で目論見書を発行していないことが条件となる。

【参考資料5】事業報告と有価証券報告書の記載事項

事業報告		有価証券報告書	
会社の現況	主要な事業内容	企業の概況	主要な経営指標等の推移
	主要な営業所及び工場並びに使用人の状況		沿革
	主要な借入先及び借入額		事業の内容
	事業の経過及びその成果	事業の状況	関係会社の状況
	資金調達の状況		従業員の状況
	設備投資の状況		業績等の概要
	事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況		生産、受注及び販売の状況
	他の会社の事業の譲受けの状況		対処すべき課題
	吸収合併又は吸収分割による権利義務の承継の状況		事業等のリスク
	他の会社の株式、新株予約権等の取得、処分等の状況		経営上の重要な契約等
	直前三事業年度の財産及び損益の状況		研究開発活動
	重要な親会社及び子会社の状況		財政状態及び経営成績の分析
	対応すべき課題		設備の状況
	その他会社の現況に関する重要な事項	主要な設備の状況	
	設備の新設、除却等の計画		
役員	会社役員の名	提出会社の状況	株式等の状況
	会社役員の地位及び担当		株式の総数等
	他の法人等の代表者等の重要な事実		株式の総数
	報酬等の総額		発行済株式
	報酬等の額、算定方法の決定に関する方針及び内容		新株予約権等の状況
	辞任又は解任に関する事項（氏名、意見等）		ライツプランの内容
	重要な兼職の状況		発行済株式総数、資本金等の推移
	監査役等の財務及び会計に関する相当程度の知見の事実		所有者別状況
	その他会社役員に関する重要な事項		大株主の状況
			議決権の状況
株式	大株主の状況（発行済株式総数の10分の1以上）	発行済株式	
	その他株式に関する重要な事項	自己株式等	
新株予約権等	会社役員保有の新株予約権等（内容、人数）	ストックオプション制度の内容	
	事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等	自己株式の取得等の状況	
	その他新株予約権等に関する重要な事項	株主総会決議による取得の状況	
社外役員	他の会社の業務執行取締役等の事実、会社との関係	取締役会決議による取得の状況	
	他の会社の社外役員の兼任の事実	株主総会決議、取締役会決議に基づかないものの内容	
	会社又はその特定関係事業者の業務執行取締役等の事実	取得自己株式の処理状況及び保有状況	
	各社外役員の主な活動状況（取締役会の出席、発言等）	配当政策	
	責任限定契約の内容の概要	株価の推移	
	報酬等の総額	最近5年間の事業年度別最高・最低株価	
	親会社等から受けている役員としての報酬等の総額	最近6月間の月別最高・最低株価	
	記載内容に対する社外役員の意見の内容	役員等の状況	
会計参与	責任限定契約の内容の概要	コーポレート・ガバナンスの状況等	
会計監査人	会計監査人の氏名又は名称	コーポレート・ガバナンスの状況	
	報酬等の額	監査報酬の内容等	
	非監査業務の内容	報酬の内容	
	会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	その他重要な報酬の内容	
	業務停止処分（停止期間中）に係る事項	提出会社に対する非監査業務の内容	
	業務停止処分（過去2年）に係る事項	監査報酬の決定方針	
	責任限定契約の内容の概要	経理の状況	連結財務諸表
	連結ベースの報酬等、他の監査人の事実（有報提出大会社）		連結財務諸表
	辞任又は解任に関する事項（氏名、意見等）		連結附属明細表
	剰余金の配当など取締役会の権限行使に関する方針	財務諸表等	財務諸表
支配の方針	基本方針の内容		附属明細表
	取組み（買収防衛策等）の具体的な内容		主な資産・負債
全般	取組みに対する取締役会の判断とその理由		
	当該株式会社の状況に関する重要な事項		
	内部統制システム等の整備に関する決定等		

【参考資料6】財務諸表等規則と会社計算規則の取扱い

1. 両規則で規定されている項目

記載事項	財規の取扱い		計規の取扱い		備考
	個別F S	連結F S	個別F S	連結F S	
注記事項(全般)					
重要な会計方針					
開示対象特別目的会社	作成不要		作成不要		1
継続企業の前提					
株主資本等変動計算書	一部作成不要		一部作成不要		1、5
リース取引				N/A	1
税効果会計				N/A	1
金融商品(有価証券、デリバティブ等を含む。)	作成不要		作成不要		1
賃貸等不動産	作成不要		作成不要		1
関連当事者情報	作成不要			N/A	2
重要な後発事象					
追加情報					
注記事項(BS)					
関係会社に対する資産・負債		N/A		N/A	3
担保資産					
取締役等に対する金銭債権・金銭債務	N/A	N/A		N/A	4
偶発債務(手形割引高及び裏書譲渡高含む。)					
1株当たり純資産額					
注記事項(PL)					
関係会社に対する売上高・営業費用・営業外損益		N/A		N/A	3
1株当たり当期純損益等					1
附属明細表					
有価証券		N/A	N/A	N/A	
有形固定資産等		N/A		N/A	
社債	作成不要		N/A	N/A	
借入金等	作成不要		N/A	N/A	
引当金		N/A		N/A	
資産除去債務	作成不要		N/A	N/A	6
販売費及び一般管理費	N/A	N/A		N/A	

【前提事項】

- ・表示方法の選択適用の結果、注記が求められる項目(直接控除方式による減価償却累計額や引当金など)は、上記の対象外。
- ・連結財務諸表(連結計算書類)を作成する会社を前提としている。

【注】

- 1 開示項目について、財規と計規で差異あり。
- 2 計規は個別計算書類上の注記事項。開示対象範囲や開示項目について、財規と計規で差異あり。
- 3 財規には重要性基準あり(計規にはない)。
- 4 財規は注記ではなく、貸借対照表上の科目として区分掲記。
- 5 個別FSは自己株式のみ注記が必要。また、連結FSの自己株式に関して、財規には規定があるが、計規にはない。
- 6 資産除去債務の附属明細表(連結)は、注記で同じ内容が記載されていれば省略可。

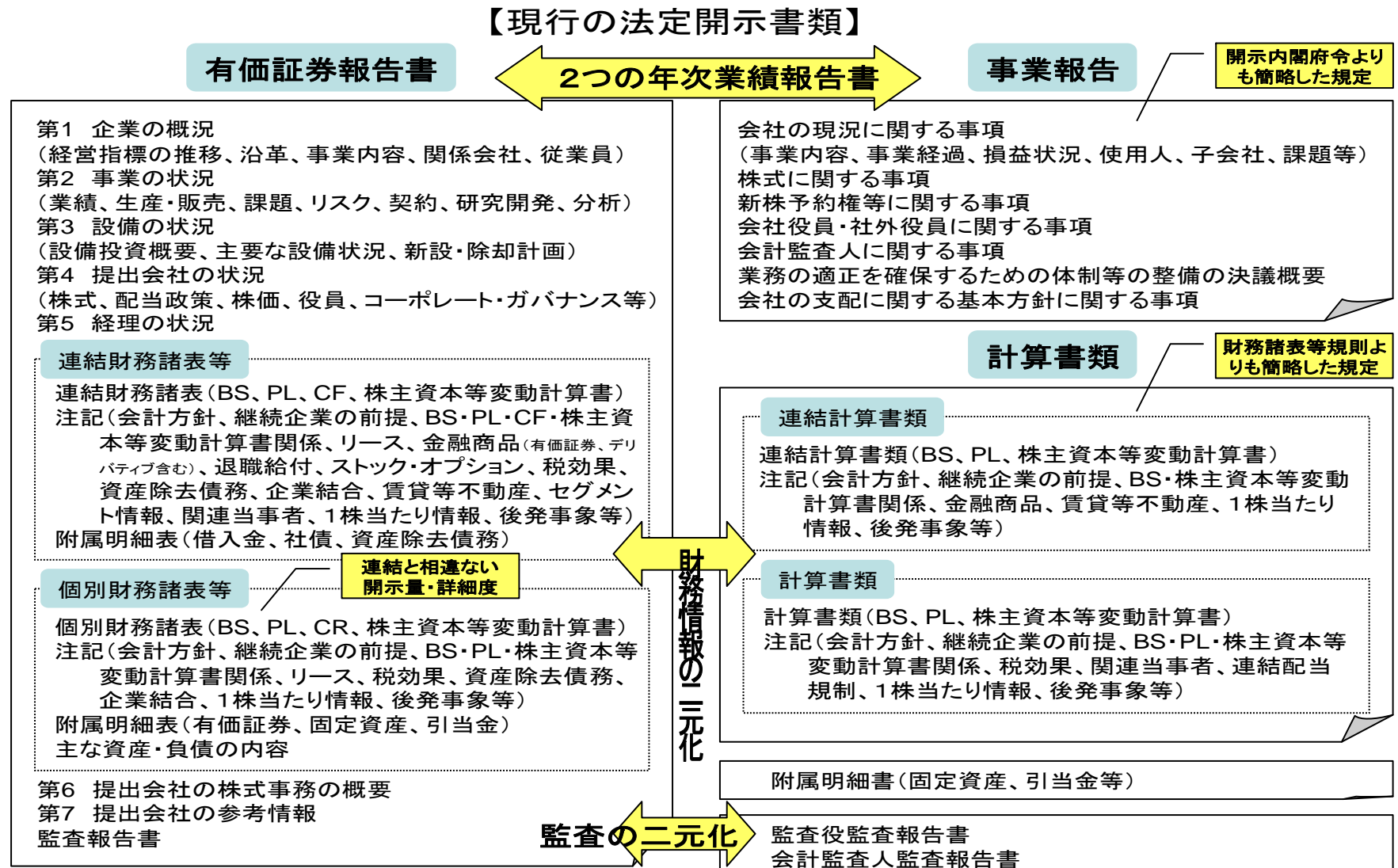
2. 一方のみに規定されている項目

記載事項	財規の取扱い		計規の取扱い		備考
	個別F S	連結F S	個別F S	連結F S	
様式					
貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書			N/A	N/A	
キャッシュ・フロー計算書			N/A	N/A	1
重要性基準					
貸借対照表、損益計算書			N/A	N/A	2
注記事項(全般)					
セグメント情報	作成不要		N/A	N/A	
退職給付	作成不要		N/A	N/A	
ストック・オプション関係	作成不要		N/A	N/A	
企業結合関係	作成不要		N/A	N/A	
資産除去債務			N/A	N/A	
連結配当規制適用会社に関する注記	N/A	N/A		N/A	
注記事項(BS)					
事業用土地の再評価			N/A	N/A	
親会社株式	N/A	N/A		N/A	
配当制限		N/A	N/A	N/A	
注記事項(PL)					
研究開発費			N/A	N/A	
減損損失			N/A	N/A	

【注】

- 1 会社法上、作成義務なし。
- 2 勘定科目を区分掲記するための重要性基準に関して、財規には規定があるが、計規にはない。

【参考資料7】 現行の法定開示書類と財務情報の一元化（イメージ）



## 【財務情報の一元化】(イメージ)

早期提出に伴う  
記載事項の見直し  
(又は開示方法の見直し)

### 有価証券報告書

- 第1 企業の概況  
(経営指標の推移、沿革、事業内容、関係会社、従業員)
- 第2 事業の状況  
(業績、生産・販売、課題、リスク、契約、研究開発、分析)
- 第3 設備の状況  
(設備投資概要、主要な設備状況、新設・除却計画)
- 第4 提出会社の状況  
(株式、配当政策、株価、役員、コーポレート・ガバナンス等)
- 第5 経理の状況

#### 連結財務諸表

連結財務諸表(BS、PL、CF、株主資本等変動計算書)  
注記(会計方針、継続企業的前提、BS・PL・CF・株主資本等変動計算書関係、リース、金融商品(有価証券、デリバティブ含む)、退職給付、ストック・オプション、税効果、資産除去債務、企業結合、賃貸等不動産、セグメント情報、関連当事者、1株当たり情報、後発事象等)  
附属明細表(借入金、社債、資産除去債務)

#### 個別財務諸表

個別財務諸表(BS、PL、株主資本等変動計算書)  
注記(会計方針、配当、1株当たり情報等)

- 第6 提出会社の株式事務の概要
- 第7 提出会社の参考情報
- 監査報告書

個別財務情報の  
検討

両者の重複・  
差異の調整は  
今後の検討課題。

所定事項の  
転記

### 招集通知

### 事業報告

会社の現況に関する事項  
(事業内容、事業経過、損益状況、使用人、子会社、課題等)  
株式に関する事項  
新株予約権等に関する事項  
会社役員・社外役員に関する事項  
会計監査人に関する事項  
業務の適正を確保するための体制等の整備の決議概要  
会社の支配に関する基本方針に関する事項

### 財務諸表(株主送付用)

#### 連結財務諸表

連結財務諸表(BS、PL、CF、株主資本等変動計算書)  
注記(会計方針、継続企業的前提、配当、1株当たり情報、後発事象等)

#### 個別財務諸表

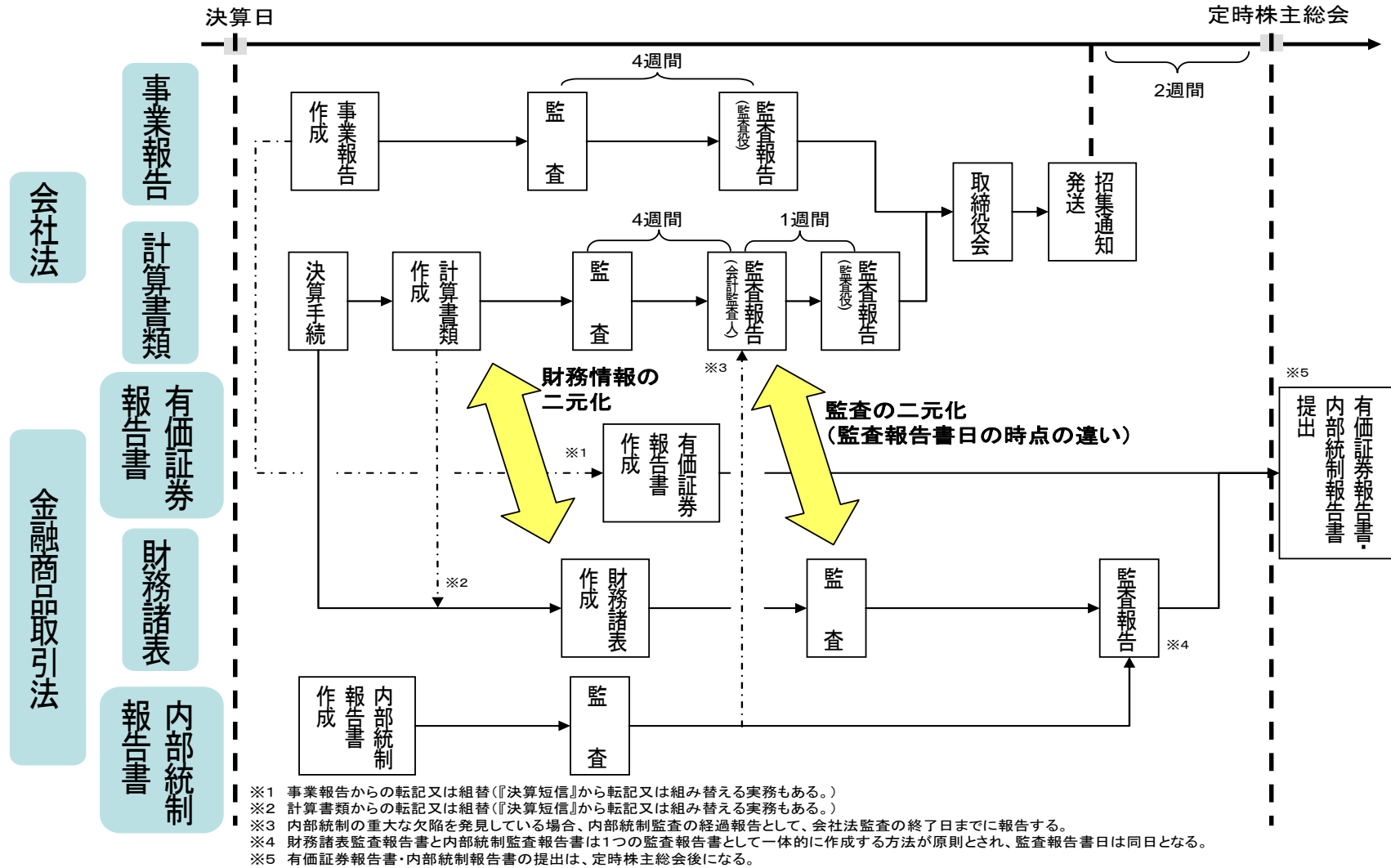
個別財務諸表(BS、PL、株主資本等変動計算書)  
注記(会計方針、1株当たり情報等)

監査役監査報告書  
監査人監査報告書

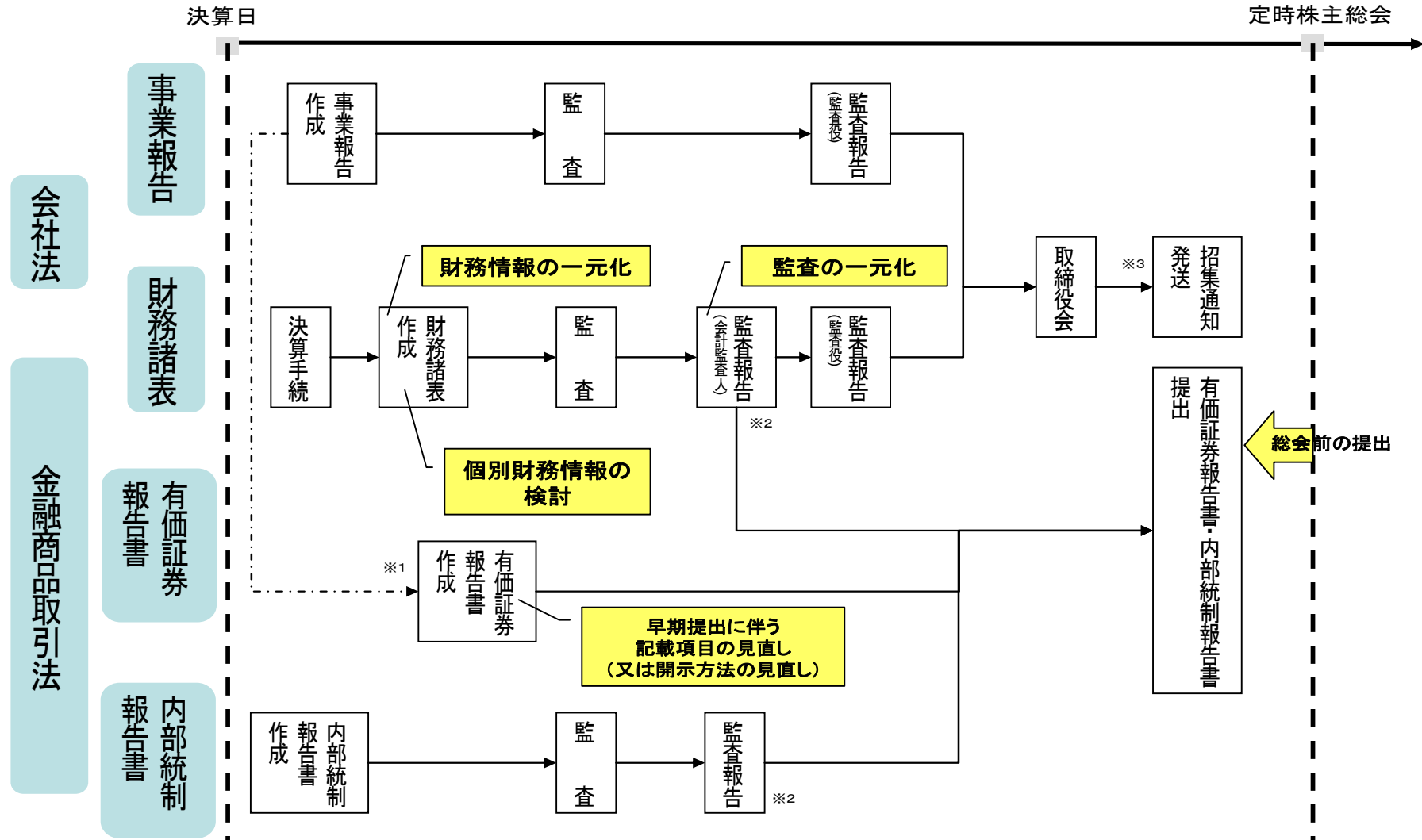
監査の一元化  
(有価証券報告書に添付されるものと同じ  
(ただし、財務諸表監査の部分のみ))

【参考資料8】 現行の決算スケジュールと財務情報・監査制度の一元化（イメージ）

【現行の決算スケジュール】



# 【財務情報・監査制度の一元化】(イメージ)



※1 事業報告からの転記又は組替 (『決算短信』から転記又は組み替える実務もある。)  
 ※2 金融商品取引法上の財務諸表監査報告書と内部統制監査報告書は1つの監査報告書として一体的に作成され、監査報告書日は同日となる。  
 ※3 株主へ送付する財務諸表は、株主総会のために株主に必要な情報のみを選定する方法が考えられる(参考資料8参照)。



【参考資料9】財務諸表等規則の取扱い（連結F S、個別F S）

1. 様式、重要性基準

記載事項		備考
様式		
貸借対照表		資産、負債、純資産ともに、連結BSよりも個別BSが詳細である。
損益計算書		連結固有の項目（「持分法」等）を除き、差異なし。
株主資本等変動計算書		個別は、資本剰余金、利益剰余金の内訳開示が求められる。
重要性基準		
貸借対照表項目の区分掲記		個別は総資産の1/100超。連結は5/100超。
損益計算書項目（販管費）の区分掲記		個別は販管費の合計額の5/100超。連結は10/100超。
損益計算書項目（営業外損益）の区分掲記		差異なし（営業外損益の合計額の10/100超）
損益計算書項目（特別損益）の区分掲記		差異なし（特別損益の合計額の10/100超）

2. 主な注記事項

記載事項	作成要否		備考
	個別F S	連結F S	
注記事項(全般)			
重要な会計方針	○	○	
継続企業の前提	○	○	
セグメント情報	×	○	
株主資本等変動計算書	×	○	個別FSのみ開示が求められる項目もある。
リース取引	○	○	
金融商品	×	○	
有価証券	×	○	個別FSのみ開示が求められる項目もある。
デリバティブ取引	×	○	
関連当事者情報	×	○	
税効果会計	○	○	
退職給付	×	○	
ストック・オプション関係	×	○	
企業結合関係	×	○	個別FSのみ開示が求められる項目もある。
資産除去債務	○	○	
賃貸等不動産	×	○	
重要な後発事象	○	○	
追加情報	○	○	
注記事項(BS)			
関係会社に対する資産・負債	○	×	
事業用土地の再評価	○	○	
担保資産	○	○	
偶発債務	○	○	
手形割引高及び裏書譲渡高	○	○	
配当制限	○	×	
1株当たり純資産額	○	○	
注記事項(PL)			
関係会社に対する売上高・営業費用・営業外損益	○	×	
研究開発費	○	○	
減損損失	○	○	
1株当たり当期純損益等	○	○	
附属明細表			
有価証券	○	×	
有形固定資産等	○	×	
社債	×	○	
借入金等	×	○	
引当金	○	×	
資産除去債務	×	○	同じ内容が注記されていれば連結FSも作成不要。

【前提事項】

- ・CF計算書は、上記の対象外としている。
- ・「作成要否」欄の×印は財規で規定されていない項目、又は注記の省略が認められている項目である。  
（ただし、部分的に個別F Sのみ開示が求められる項目もある。）
- ・表示方法の選択適用の結果、注記が求められる項目（直接控除方式による減価償却累計額や引当金など）は、上記の対象外としている。